

議事日程第3号

令和3年12月3日(金)

第1 市政一般に対する質問

米谷 勝

佐藤 巳次郎

古仲 清尚

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(18人)

1番	中田 謙三	2番	笹川 圭光	3番	畠山 富勝
4番	伊藤 宗就	5番	鈴木 元章	6番	佐々木 克広
7番	船木 正博	8番	佐藤 巳次郎	9番	小松 穂積
10番	佐藤 誠	11番	中田 敏彦	12番	進藤 優子
13番	船橋 金弘	14番	米谷 勝	15番	三浦 利通
16番	安田 健次郎	17番	古仲 清尚	18番	吉田 清孝

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局 長	岩谷 一徳
副事務局 長	清水 幸子
局長 補佐	三浦 大作
主 査	中川 祐司

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原 広二	副 市 長	佐藤 博
教 育 長	鈴木 雅彦	理 事	佐藤 透

総務企画部長	八 端 隆 公	市民福祉部長	伊 藤 徹
観光文化スポーツ部長	小 玉 博 文	産業建設部長	田 村 力
企業局長	佐 藤 孝 悦	企画政策課長	杉 本 一 也
総務課長	湊 智 志	財政課長	鈴 木 健
税務課長	佐 藤 淳	福祉課長	高 桑 淳
生活環境課長	畠 山 隆 之	観光課長	長谷部 達 也
農林水産課長	鎌 田 重 美	病院事務局長	三 浦 大 成
会計管理者	平 塚 敦 子	教育総務課長	太 田 穰
学校教育課長	加賀谷 正 人	監査事務局長	佐 藤 静 代
企業局管理課長	三 浦 幸 樹	ガス上下水道課長	三 浦 昇
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（吉田清孝） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

---

日程第1 市政一般に対する質問

○議長（吉田清孝） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

14番米谷勝議員の発言を許します。14番

【14番 米谷勝議員 登壇】

○14番（米谷勝議員） 皆さん、こんにちは。市民クラブ、米谷勝です。市政に深い関心を示していただき、傍聴に来ていただき、ありがとうございます。

今年も師走になりました。県では、11月28日前後にハタハタの初漁を推定しましたが、悪天候で漁に出られないこともあります。ハタハタの獲れる時期は毎年12月中旬頃なので、早く天候が落ち着いてほしいと願っております。

それでは、通告に従って一般質問させていただきます。

今回は大きく4点についてお伺いします。

質問の第1点は、地域担当職員制度についてであります。

今年度から、人口減少と高齢化により地域における自主的な活動が困難になってきているとのことや、住民の声を迅速・的確に行政に反映させるため、幹部職員による地域担当制度が市内9地区に導入されました。この制度は、市民と行政の間の風通しをよくすることであろうと考えます。制度1年目ということもあり、それぞれの地域で温度差があると伺っております。今後、この制度のプラス的な効果については、さらなる向上を図っていくと同時に、マイナス的な点については見直しされていくと思われま。

このことについて、4点についてお伺いします。

1点目、町内会に地域担当制度の職員を配置し町内会活動を支援することで、住民参加と共同のまちづくりが可能となるのではないかと。

2点目、職員は、それぞれの地域で抱えている問題や要望事項を担当課に伝えて、その結果を市民に回答するシステムなのか。

3点目、職員の担当できる業務の範囲は明確化されているのか。

4点目、職員の物理的、精神的負担等についてお伺いします。

質問の第2点目は、職員のまちづくり研修への参加についてであります。

これからの地方自治体は、自らの創意と工夫について個性豊かなまちづくりを進めなければならないと言われ、それぞれ自治体の取組いかんによっては、10年後には自治体間に相当の格差が生じるだろうと言われております。個性豊かなまちづくりを進めるということは、新たな発想で臨まなければなりません。若手職員が政策決定に関与することは、少ないことが実情であると思われまます。つまり若い職員には、いろいろなアイデアがあっても発表する場がなく、上司からの指示によって黙々と仕事を処理していくことが多いように見受けられます。職員が考える場、発表の場があることは、非常に大事ではないかと思ひます。

私は、市長が職員たちとしっかりコミュニケーションできるのか心配でなりません。特に、若手職員においてはそう思ひます。適切な計画により実施された研修は、より一層の効果があるものと考えられますが、職員を育て、将来にわたり本市を牽引していく職員の資質向上の観点から、例えばまちづくり推進のための研修事業、産業活性化推進のための研修事業、文化・スポーツ推進のための研修事業、こういった研修制度について、規定で定める必要があると思ひます。

このことについて、3点についてお伺いします。

1点目、まちづくり活性化のため、若手職員を視察研修等に派遣する考えについて。

2点目、職員からまちづくりのためのアイデア募集について。

3点目、研修制度の規定の整備について。

以上であります。

質問の3点目は、町内会の再編についてであります。

ワクチン接種が功を奏し、コロナウイルスの脅威からも見放されつつありますが、コロナが発生してからこの2年、多くのことを学び、耐え忍んできました。専門家によると、これから年末にかけて第6波が猛威を振るうとか、新たな変異ウイルスが世

界を脅かすとの意見もあるものの、人類は経済活動を回していくため、観光をはじめあらゆる産業が再始動し、これからはコロナ収束後の新たな価値観で生活していくことが予想されます。

コロナによる経済の打撃はもちろんです、本市においては、町内会活動も制限されました。町内会は任意の団体であります、少子高齢化が進み、老々介護やひとり暮らしの家庭が極めて多くなっていることから、地域の絆の希薄性や、このところの大規模災害等の状況を見ておきますと、その役割の重要性が見直しされていると思います。行政が全ての住民の状況を全て把握できるわけではなく、日頃からの町内会の活動がしっかりしていることが地域の安全につながっていると思われま

しかし、現在、本市における町内会は戸数にかなりの差があり、戸数の少ない町内会では、活動や安全の確保、行事的なことを行うことができない現状であります。特に、今年から敬老会の在り方が町内会に任せられましたが、こういったこれまでの活動を楽しみにしていた高齢者が参加できないというケースも多数見受けられる状況にあります。ここはやはりある程度の町内会の再編ということが必要になってくると思います。

以上のことから、2点についてお伺いします。

1点目、戸数の少ない町内会活動への新たな支援策について。

2点目、町内会の再編について。

以上であります。

質問の第4点目は、審議会の活性化についてであります。

本市には20程度の各種審議会がありますが、委員については、行政が人選を行い、任命しているのが実態であります。こうした行政主導の人選での委員会では新たな発想が生まれにくいことから、当市においても行政側の意見に偏ったものになっていると思います。コロナ収束後の新たな本市の在り方について、こういった審議会は大切であります、まさに審議会においてはいろいろな分野の有識者から意見をいただくことで、より発展的なものになると思われま

以上のことから、3点についてお伺いします。

1点目、審議会はどの程度開かれ、審議されているのかについて。

2点目、新たな委員を選ぶ際には、広報での公募や女性団体からの推薦を活用し、

行政側で選定する委員は一部にとどめるという方式に改めることが審議会の活性化につながるものとするが、審議会委員の公募制について。

3点目、審議会をインターネット等で公開すべき考えはないかについて。

以上について、市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

○議長（吉田清孝） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

米谷議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、職員の地域担当制について、まず、地域担当職員による町内会活動の支援についてであります。

御案内のとおり、職員の地域担当制は、市民と行政が身近な存在として協働でまちづくりを推進するため、これまで以上に市民と話し合う機会を設け、地域の課題解決に連携して取り組むことを目的に導入した制度であります。

こうした中で、御提案のありました町内会への職員の配置につきましては、市民に、より身近な形できめ細かな対応が可能となるという点では、意義あることと思えます。しかしながら、本市の限られた人員では実施が困難であると思われます。

また、かつて町内会を単位に行われていた活動や行政に対する要望等が、現在はより大きな枠組みで実施されている現状を見ますと、職員の地域担当制も振興会や町内会会長会、連合会等を対象とすることが、現実的・効率的であると考えます。

また、各地区における行事や活動の内容、頻度が一様でないことから、職員が携わった支援にある程度ばらつきが出ることは当初から想定されており、これについては地域担当者の意見交換会を開催するなどにより、優良事例の情報を共有し、他の地域への横展開を図ってまいりたいと考えております。

今年度からの新たなチャレンジであり、まずは制度導入の効果を出せるよう、しっかりと検証を重ね、必要に応じて修正を加えながら、よりよい制度となるよう努力をしてまいります。

次に、職員の地域担当制の業務及び物理的、精神的負担等についてであります。

地域担当職員は、地域の実態把握や地域からの提言・要望・相談等に応じ、庁内関係部署との連絡調整を行うことを主な業務としております。したがって、現場の課題

に対する具体的な解決策の提示や最終的な回答は、担当部署で対応することが基本であると考えております。

具体的な取組については、地域の置かれている状況や抱えている課題も様々であることから、地元の代表や支所・出張所長とよく協議・相談し、進めてまいりたいと考えており、その点に関しては、職員それぞれが自らの責任と判断で行動することを期待しております。

いずれにしましても、この制度は地域の方々と会って話し、交わりを持っていくところに意義があり、それを基本的なスタンスとしておりますので、振興会等と行政が協働のパートナーとして、共に活動する関係をさらに強化していけるよう努力してまいります。

なお、新たな制度導入により、職員には一定程度負担が増大することが心配されますが、「地域づくりに力を入れなければ男鹿は駄目になる」との庁内全体での共通意識の下、取組を進めてまいりたいと思います。

御質問の第2点は、職員のまちづくり研修への参加について、まず、若手職員の視察研修等への派遣についてであります。

市では、目指すべき職員像の一つとして「市民とともに考え、協働によるまちづくりを進める職員」を掲げております。

その実現のため、現在、内閣府、国土交通省、秋田県市町村課、秋田県企業立地事務所にそれぞれ職員を派遣しております。

また、先進的な行政施策等の調査研究及び国際的視野と見識を養うため、秋田県市町村振興協会が実施している海外研修に、平成2年度からこれまで40名を派遣するとともに、市町村職員中央研修所が行う「まちづくり」に関する研修にも6名を派遣しております。

引き続き、地域課題を解決するための能力や市民のニーズを踏まえた政策形成能力の向上を図るため、若手職員の研修等への派遣に積極的に取り組んでまいります。

次に、職員からのまちづくりに関するアイデア募集についてであります。

市では、毎年、職員提案を実施し、全職員からテーマを定めず広く意見・提案を募集しております。

令和元年度は、オガレ周辺への子供の遊び場の設置や健康ポイント事業の充実に

関する提案など278件あり、職員が自ら考え、新たな課題に主体的・積極的に取り組む機会としております。

次に、研修制度についてであります。

本市では、長期的かつ総合的な視点で職員の能力開発を推進するため、平成28年に「男鹿市人材育成基本方針」を策定しております。

指針では、目指すべき職員像として「熱意を持ち、組織目標を達成することはもちろん、男鹿を愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員」を基本としております。

この指針に基づき、毎年度、具体的な研修計画を定め、職員の能力向上に努めております。

また、市の職員は、高い倫理観や使命感を持ち、市民から信頼されることが何よりも大切であると考えております。

このため、私自ら先頭に立ち、挨拶運動や清掃活動、毎日の朝礼、ランチミーティングや勉強会など様々な機会を通じて職員とのコミュニケーションを深め、職員一人一人の意識改革を促すよう努力してまいります。

御質問の第3点は、町内会の再編についてであります。

まず、戸数の少ない町内会活動への新たな支援策についてであります。

町内会に対する支援について、財政面では、昨年度までの町内会交付金の成果と課題を踏まえ、今年度から新たに市の業務に協力いただくことで支払う「行政協力事務交付金」と、公益的な取組を助成する「コミュニティ活動推進補助金」の二本立てで、地域の主体的な取組を応援しております。

また、こうした地域の取組をサポートする体制として、従来からの支所・出張所に加え、職員の地域担当制を導入したところであります。

こうした支援策等を通じた町内会での活動や今年度から実施した地域敬老会の実施状況を見ますと、規模が小さくても創意工夫を凝らして活動を行っている町内会も見受けられ、町内会活動の縮小は、単に規模だけでなく、高齢化や生活スタイルの多様化、地域リーダーの減少など様々な要因が重なり合っていることであると認識しております。

しかしながら、全体の傾向としましては、議員御指摘のとおり、小さい町内会の活



動の継続が困難になってきていることも事実でありますので、隣接する町内会との協働により、また振興会といったより大きな枠組みにより、地域のつながりが維持できるよう、助言・協力してまいります。

次に、町内会の再編についてであります。

町内会は、一定の範囲に住む人々が「住みよい地域づくり」を目指し、自分たちの意思により組織した団体であり、地縁等を含め、古くからの地域活動や祭典等と結びついた形で形成され、親睦と相互扶助精神に支えられて発展してきました。

しかしながら、前段申し上げましたとおり、人口減少や少子高齢化を背景に、小さな町内会を中心に、活動の継続が困難な状況が見受けられます。

最近では、敬老会を隣接町内会と合同で開催したり、防災訓練を振興会や小学校区単位で実施するなど、様々な活動が町内会よりも大きな範囲で行われている実態を見ますと、地域コミュニティの維持には、こうした枠組みでの取組が有効であると考えております。

こうした中、市では昨年度、男鹿中地区の10町内会を対象に今後の地域の在り方を考えるための調査を実施しました。その中では、「隣接町内会との合併が話題となっても、なかなか進展しない」、「少子高齢化で町内会の存続が難しいと感じる」などの意見がある一方、「町内会統合が近々に必要との認識はまだない」との意見もありません。

今回の調査結果からも、町内会の再編については、そこに住む住民の方々が必要性を感じ、地域全体で共通の認識の下に合意形成を図って行われることが基本であると考えております。

市としましては、そうした住民の意思を尊重しながら、地域がよりよい方向に進めるようサポートしてまいります。

御質問の第4点は、審議会の活性化についてであります。

まず、各種審議会の開催の程度であります。本市では、法令等に基づいて設置されている審議会等が26件あり、昨年度は延べ115回の会議が開催され、学識経験者や関係機関など様々な立場の方から、市の施策や計画などに意見・提言をいただいております。このほか、要綱等で任意に設置されている審議会等もありますが、会議の開催頻度は、おおむね年一、二回程度のものが多数であります。

こうした審議会の委員の人選については、学識経験者や関係機関、市内の業界団体関係者が多数を占めており、現在、公募による委員はおりません。

委員の公募については、特定の行政分野の審議会や審議事項の専門性などにより公募になじまないものを除き、市民の皆様の意見を政策決定過程に反映させ、広く市民の参画を促進するための手法として、有意義な制度と考えております。

また、審議会等がその機能を十分に発揮するためには、広く各界各層の中から適切な人材を選任する必要があり、女性委員や学生を含めた若い委員の任用なども課題であります。

このため、現在策定を進めている第5次行政改革大綱の実施事項として、委員の公募制や女性委員の登用を盛り込むとともに、審議会等の在り方など、その必要性も含めた検証を全庁的に進めてまいります。

次に、審議会のインターネット等での公開についてであります。

開かれた市政を進めるに当たって、審議等の開催状況は、法令等により非公開とされている場合などを除き、原則として公開すべきであると考えております。

これまでも、一部の会議では、審議等の要旨を市のホームページで公開するなどの対応をしてきたところではありますが、会議における公開・非公開の決定については、それぞれの審議会等に一任しており、統一的な方針を持ち合わせておりませんでした。

市民一人一人の市政への参加が、今後のまちづくりを進める上でますます重要でありますので、一人でも多くの市民の方に行政課題への理解と関心を深めていただけるよう、審議会等における議事録や会議資料については、会議終了後、速やかにインターネットの市のホームページ上で公開をするよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 再質問ありませんか。14番

○14番（米谷勝議員） まず、1点目の職員の地域担当制についてお伺いしたいと思います。

先ほどの市長答弁でも触れておりましたように、地域の課題解決に取り組むことを目的に導入した制度であります。私は非常にいい制度だと思っております。

ただひとつ、課題を解決したとか解決するために、市民にそのことについて回答す

るってあったんですけども、どういうふうな回答の仕方になっていくのか。そこら辺についてお聞きしたいと思います。答弁聞いていますと、担当職員にもう任せてるのかなと。だから担当部署とか、そうやって出てくる。市長の関わりとかそういうのつてもたれるのかなと思って聞いてたんですけどもね。だから市民に出すときに、どういうふうな形で、みんなで相談してやっていくのか、どうしていくのか、担当部署だけでいいのか。そこら辺についてもう少しお聞きしたいと思います。

それから、2点目の職員のまちづくり研修の参加についてなんですけども、非常に研修やってるということは、先ほどの答弁でも分かるんですけども、研修の成果等についてどうなっているのかとか、そこら辺もちょっと分からないので、これは聞くことにしませんけども、もう一つ、男鹿市人材育成基本方針を作成しているって答弁でありましたけども、このことについては、私が研修制度の規定の整備についてという事で聞いたことに答えたものなのか。だからこの策定しているものは、どこに位置づけして、その具体的内容についてお伺いしたいと思います。

私が聞いたのは、やっぱりこの研修制度について、規則とか施行規則とかそういうので定めてほしいなという事で聞いたんですけども、だから私の質問では、まちづくり推進のための研修事業だとか、産業活性化推進事業だとか、文化・スポーツ推進のための研修事業だとか、こういうものを具体的に定めて、計画して、効果が上がるものとしてほしいなという事でこれ聞いたんですけども、そのことについてはどう考えているのか。

それから、3点目の町内会の再編についてという事で私聞いたんですけども、小さい町内会の話聞いていたわけでない感じがする。もう一度ここで話したいと思いますが、大きい、地域の範囲が広い町内、それをもう少し町内を増やして、町内の活動をできるようにできないかということ聞いたつもりなんですけど、なかなか私の質問の中身が分からないので、それで私、実は今ひとつの例挙げますけども、これは船越の地域なんだけども、現状を話しますと、例えば船越の本町町内ってあるんですけども、ここは長沼の団地と、それから本町の団地があるんですよ。それから、長沼町内においては、長沼団地と内子団地という区域があるんですよ。そういうふうに広い区域があるわけですよ。非常にこれは世帯数が多いもんですから、人集めとか広報配布とか非常に難儀してるんですよ。だから今言ったように、訳の分からないよう

なとこで線引きされてるんだけど、そこら辺をもう少し町内を増やしたりして、やっぱり困ってることを何とか解消できないものか、そういうことを検討してほしいっていうことで聞いたわけなんですけども。やはりある程度の、小割りにした町内会の増設といいますか、町内を増やしてもいいんじゃないかということ聞いてるんですけど、そのことについて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

ちなみに、現在、広報配布されている船越の現状は、本町の町内が496世帯、長沼の町内が444世帯、ちょっと多いかなと思う町内でも、新地町内が344世帯、一番少ない仲町で62世帯、これだけ団地が開発されたところかが増えているんですよ。だから従来の町内でなくて、もう少し増やしたほうがいいんじゃないかと。それをお聞きしてるわけですよ。

それから、町内の再編ではないんですけども、非常に困ってることが一つあるんですよ。これは、住所が船越字一向っていうところなんですけども、町内名が新地、それから南町とかがって紛らわしい町内名が出てくるんですよ。これはどっか分からないけども、生活環境課か税務課か分からないんですけども、誰も言う人はいないかも分からないけど、私も初めて聞いたけども、何か新しく国道ができた海岸寄りのほうが南町とかがって言われてるらしいんですよ。それでそういう町名が書かれてくる文書等もあるらしいんですよ。だから非常に紛らわしいので、そこら辺もう少し検討の余地があるんじゃないかなということです。

それから、4点目の審議会の活性化についてですけども、先ほど各種審議会について話しされておりましたけども、開催はそんなに多くないわけですよ。私ね、この審議会の中でも非常に大事な、一番大事な審議会ってあるんですよ。まあ若美と合併になりましたけども、旧男鹿地域というのは、都市計画区域なんですよ、都市計画区域。都市計画区域ってなぜあれだかっていうことは、これ非常に大事な区域なんですよ。いろいろまちづくりするために設定されて、国からいろんな事業を展開することによって補助金がもらえるんです。補助金がもらえるんですよ。ただでもらえるわけじゃないんです。やっぱり計画立てたり、いろいろなことをアイデア出したりして補助金がもらえるわけです。それで、旧男鹿市内では児童公園だとかいろんな都市計画審議会やって、補助金もらって、市の税金を余り使わないようにして今まで頑張ってきてるんです。だからこの都市計画審議会ね、まずひとつ2年度と3年度でもいいん

ですけれども、何回開催されているのか。

それから、やっぱり今言ったような形で、できるだけその都市計画区域を有効に利用するとすれば、私、今の体制では不可能だと思うんですよね。だからその組織というか体制づくりというか、それをやる気があるのかどうか。これについて市長にお聞きしたいと思います。

それから、この間、男鹿駅周辺整備事業もできたってということなんですけれども、私、これについて、何で都市計画区域になっていて、なぜこの都市計画の審議会とかそういうものにまちづくりについて審議されていないものか、これ非常に不思議なんですよね。要するに、男鹿市はお金があるので必要なかったのか。3億円、事業費として3億1,500万円もかかっているんですよ。なぜこういうものを利用して都市計画事業で取り組まれないのか。

あのね、これからもいろいろまちづくりあると思いますけれども、これを活用していかないと、何の事業やるにしても大変なことに私なると思うんですよ。やっぱり補助金を利用して、税金を有効に使ってほしいなと思うんですけれども、まずなぜできなかったのか、それについて。

以上、2回目とします。

○議長（吉田清孝） 答弁を求めます。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） そうすれば、御質問にお答えさせていただきます。

まず、担当制で上がってきた課題等の回答の仕方ということになりますが、これにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、課題解決等の中で、その話合いのあったところで解決していかなければ、お話をしていかなければいけないと現在考えております。

それから、職員の研修制度の基本方針で規定等はないのかというところでございますが、当時、これは平成28年4月に作成しておりますが、当時の市政を取り巻く状況とか、あとは、人材育成基本方針の意義を考えながら、方針という部分をつくらせていただいております。この部分で、今後より必要になれば、その規定も考えていかなければいけないと思いますが、現時点では、まず基本方針で対応させていただきたいと考えております。

それから、町内会の再編でございますが、これは大きな町内会をもう少し細かくと  
いうところであったと思いますが、この部分につきましては、職員の担当制で、振興  
会なり、そういうところとの場もありますので、そういうところでもうちょっと具  
体的な話を詰めていただければと考えておりますし、例えば大きい町内会であれば大  
きい町内会でのやり方もいろいろとあろうかと思っておりますので、そういう部分で、市とし  
ていろいろな考え方、問合せに対して答えていけるようにしていきたいと考えており  
ます。

私からは以上でございます。

○議長（吉田清孝） 職員研修の成果は。

○総務企画部長（八端隆公） 申し訳ございません。

職員研修の成果というところでございますが、市としましても様々な研修を行って  
きております。その中で、成果という部分であれば、少しずつは職員の意識改革が  
やっぱり進んでいると現在は考えております。ただ、昔から見ますと、いろいろと今  
の市の職員も大分変わってきております。そういうところは、やっぱり研修を重ねて  
きた結果なのではないかなと思っておりますが、ただ、まだまだやっぱりそこら辺は  
足りない部分と考えておりますので、この後もやっぱり職員研修の充実という部分で  
は考えながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 私からは、都市計画審議会の件についてお答え申し上げま  
す。

都市計画審議会につきましては、現在おおむね年1回程度ということになっており  
ます。その審議の案件といいますか、計画変更の案件がある場合、審議会を開催して  
御審議いただくというような形態でございます。

それで、委員の任期が2年ということで、改選時には必ず1回は審議会を開催して  
いるということで、以前は下水道の計画とかそういったもの審議がありましたけれど  
も、近年、下水道の整備ということではないので、開催の頻度としては、近年は少な  
いという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 佐藤理事

【理事 佐藤透 登壇】

○理事（佐藤透） 米谷議員の都市計画整備事業、特に駅前広場の部分についてお答えさせていただきます。

確かに都市計画事業ということでやるという手法もございます。しかしながら、駅前広場整備等につきましては、タイミングというのを大事にして、早急に事業を進めるということを第一に考えて当時おりました。そのためには、都市計画事業として整備していくためには、その基本方針をつくり、その後、都市計画事業としての申請をし、いろんな手続を踏まえると、最低でも5年ぐらいかかるというようなお話を、当時、議会のほうでも御説明させていただいてるところであります。

財源は当然、補助金を使えば有効かと思えますけれども、これから都市計画事業を進めていくに当たっては、そのタイミング的な部分、長期的な計画の中で有効な財源を検討しながら進めていくべきものと考えております。

また、都市計画審議会、この部分につきましては、市で提案したいろんな事業について、都市計画法で定めている部分の審議を行っていくという審議会でございますので、その審議会に諮って都市計画事業をつくり込んでいくという考え方とは違っておりますので、その辺の御理解をお願いしたいと思えます。

私からは以上です。

○議長（吉田清孝） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 補足させていただきます。

地域担当制とかまちづくり研修とか、非常に私の思い入れの多いところなので、話させていただきます。

地域担当制については、まだ不便なところが非常にあると思えます。けれども、私がいつも言ってるように、役所的に考えると、きちっと計画を立てて、それからやろうと。そうじゃなくて、まずやろうと。やって、市民の声を聞きながら、議員の皆さんの声を聞きながら、修正しながら進もうと、走りながら考えようと、そういう思いで進めてます。

具体的な対応として、課題解決の話が出ましたけども、私がイメージしてるのは、やっぱり先ほども答弁しましたけども、町内の皆さん、市民の皆さんに触れ合うことがまず大事で、行事とかに参加していくと、そこがまず一番だと思ってます。だから具体的な話合いの中で課題が出てくれば、それは担当部署がやってくと、そういう指示でいいと思います。

それから、まちづくりなどの研修については、私が市長になってからかなり研修には出してます。成果があったのかって言われると、やっぱり県庁に行ってきた人を知るだけでも私はかなりの成果だと思ってますし、観光とか市町村課に行って、非常に成果を出してます。それから、県からも優秀な職員も来たりして、そういう交流も非常にいい刺激になってます。先月、私も久しぶりに、1年ぶりに東京に行ってきましたけども、東京事務所、それから内閣官房にいる若者たちと会ってきて、非常にたくましくなっていると、そういう思いをしています。

日常の中でも、私は一緒に学ぼうと、一緒に学びながら成長していこうと、いい人生を送ろうと、そういう話をして、この辺のことについては力を入れてやってるつもりですけども、なお一層、研修機会を増やして、やっぱり最終的には一人一人が経営者だと、そういう観点で市の業務に当たっていくと。公務員っていうのは何なのかと、市の職員っていうのは何なのか、やっぱり明確な目的を持ちながらやっていくと。

今、駅前広場に、いい若者たちが集まっています。彼らは、学歴とか、それから就職して、いい企業に就職しようと、いい給料をもらおうと、それよりも、まず生きがいのある仕事をしたいと、地域を何とかしたいんだと、そういう思いを持っている若者たちで、非常にいい刺激を受けてます。それと当然交流する市役所の職員も、いい刺激を受けてるわけですから、観光っていうのはそういう、人と交流していくといういい効果も出てきてると思ってます。

それから、町内会の再編については、非常に難しいところでしょうけども、先ほどの答弁にもあったように、やっぱり地域の人たちがそうしたほうがいいのかという声があれば、やっていくべきだと思ってますから、言ってくれば、できるんだったらやっていきたいという思いです。

私も、議員がおっしゃられた本町とか新地の規模の大きさにはびっくりしてること



があります。そういう不都合があれば、やっていきたいと。

ただ、先ほども話したように、やっぱり地域に行くと、なかなか隣の集落との合併も難しいと、そういう話が出てきてるようです。

それから、審議会の活性化について、このことも私は市長になってからかなり改革してきてるつもりなんです。とかく、言い方は悪いですけども、今までは身内だけの委員会が多くて、なかなか参加してくれるっていうか、委員に応募してくれる人がいないっていう状況があったかと思います。もっと内輪でなくて、外から委員を募ってやっていこうと。この前の行財政改革の委員も、かなり拌み倒して有識者を入れたりしてます。非常に刺激のある提言が出てきてるので、いいなと思ってます。港湾ビジョンの作成なんかも、それからまた、昨日出ました寒風山ビジョンの作成についても、本当に丁々発止の話をして、今までとは違ういろんな意見が出てきて、非常に期待が持てるっていうか、やっぱり私たち男鹿の市だけで話してると、いろんな地域の事情が分かり過ぎてるもんだから、いろんなことが話せない、人を覚えてるから、そういう状況がありますけども、そうじゃなくて、殻を破ろうと、そういう雰囲気づくりが大事だと思って取り組んでるつもりですので、どうか議員の皆様からもなお一層の御支援と御意見をいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝） さらに質問ありませんか。14番

○14番（米谷勝議員） やっとか、市長から町内会の編成については明確な答弁いただきまして、ありがとうございます。ぜひ、広い町内の小割り、これについては、ひとつよろしく御検討のほどお願いしたいと思います。みんな本当困ってるんですよ。

あと、先ほどのいろいろな答弁の中で聞いているんですけども、必要に応じてとか話合いの中でって、私質問してることはそういうことじゃないんですけどもね。例えば、地域職員担当制度の話についても、私、これを課題解決のためにいろいろ話合いとかってやるって言うてるでしょう。その結果を、その人方だけで、話し合われた内容っていうんですか、そういうのをやっぱり市民の人方みんなに、出席者だけでなく、それを知らしめてほしいんですよ。回答の仕方は話合いの中でって、それは当たり前前の話じゃないですかね。そうでなくて、そういった課題の解決に向けていろんなことやったけども、こういうふうにしてなりましたとか何かって、出席者以外の市民

の人について知らせてほしいっていうことを私は聞いておくんですよ。そのことについて、もう一度お願いします。

あとそれから、私本当にあれなのは、都市計画何、男鹿駅周辺事業、緊急にやらなければいけない、都市計画事業であれば5年、何年かかるって。これ誰が決めたんですか。まずその決めたことについて聞きたい。5年もかかるとか、何年もかかるとかって。あなた方が自分で勝手に決めてることじゃないですか。国に申請していろいろやってたら、このかかるのでとか、何かそういう話がないで、もう最初から5年かかる。誰がそう言ったんですか。都市計画ゾーンやるってば何年か前から計画しなければいけないって、これは誰もが分かってるんですよ。急がなければいけない。急いで何になるんですか。急いでやらなければいけないようであったら、もっと早く計画すればいいじゃないですか。それは私は理由にならないと思います。まずそこら辺についてお伺いします。

○議長（吉田清孝） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 私の言葉が足りないっていうか、説明不足だったと思います。

何とか少しでも進化してることを皆さんにお伝えしたくて、さっきから話してます。

私が市長になったとき、例えば議員のいる船越地区の懇談会に行ったとき、参加者が4名か5名しか出てこなかったすな。今は百何十名出てきてくれます。それだけ関心が高まってる。市民が参加するまちづくりと。

先月、ニセコ町に観光協会の在り方を見たくて、株式会社ニセコ町観光協会のノウハウを聞きに行ってきました。それよりももっと感じたことは、ニセコ町が、市民が参加するまちづくりを標榜して、そのことに一生懸命取り組んでると、その姿勢だと思ってます。何かそういうまちづくりをしたいなど、そういう思いをしています。

そしてまた、大きく変わったのは、支所・出張所長がもっと地域に関心持つてくれと。1年に1回ぐらいは地区の町内会長を訪ねて、何か困ったことないか話を聞くとか、そして今毎週、市長までその報告書が上がってきてます。日報ですな。週報が上がってきてます。そこあたりの取組方、やっぱり単に市の職員、地域担当制の職員じゃなくて、やっぱりオール市役所でやっていこうと。

とかく今までは、もしかすれば出先の出張所長の価値が低かったっていうか、そういうことがあったかもしれないです。そしてまた、結果を報告してくれっていうことだったんですけども、やっぱり市役所の苦手なのは、行政が苦手なのは情報発信が苦手なので、何かそういうことをもっと市民に関心を持ってもらうような、そういう発信をしたいと思ってます。

それから、駅前広場のこと云々、いろいろ出ましたけども、都市計画云々のことは、はっきり言うと私はよく理解してないこともありますけども、物を決めるとき、時代の流れに合って決めていかなきゃ駄目だと。あのとき、待ってくれと、もう一度考えさせてくれと、計画をつくるからと、そのことをやっていたら、今の駅前広場はないですよ。コロナ禍の前に運よく決めたから、あれぐらいのものができたんです。国の役人も県の役人も、JRを相手にしていいのかと、私に非常に疑念を、意見を言ってくれました。これだけスピード感を持って、JRが多大な負担をしてやってくれた事業はないと思います。全国的にもないっていう話です。だからその辺のことをもう一度理解してもらいたい。

都市計画の補助事業でやって、時間がかかる。そしてまた、今回のほうがずっとスピード感を持って効率的にいい仕事ができたとおもってます。そして皆さんにいつも言ってるように、つくったことがいいとか悪かったとか、そのことよりも大事なことは、みんなのできた広場を利活用して、新しいアフターコロナに向けて取り組んでいこうと、そういう姿勢が大事なんだと思います。過去の反省は大事です。過去の反省をしながら、今をどう生きていくか。そのことが大事だと思いますので、ひとつ皆さんの御理解をお願いします。

○議長（吉田清孝） 14番米谷勝議員の質問を終結いたします。

○14番（米谷勝議員） どうもありがとうございました。

○議長（吉田清孝） 次に、8番佐藤巳次郎議員の発言を許します。8番

【8番 佐藤巳次郎議員 登壇】

○8番（佐藤巳次郎議員） 皆さん、御苦労さまです。

私からは3点にわたって一般質問させていただきますので、よろしく御答弁のほどお願いをいたします。

1点目は、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の財政調整基金を活用した大

幅引下げについてお伺いいたします。

国民健康保険加入者の多くは、高額な国民健康保険税の負担に苦しんでおります。軽減してくれとの切実な声が多く聞かされております。

令和3年10月末現在の国民健康保険財政調整基金残高を見ますと、国保で4億5,832万7,995円であり、1世帯平均、平均10万4,664円、1人当たり6万9,506円となっております。また、介護保険特別会計の基金残高は5億5,275万3,934円であり、1人当たり4万5,038円となります。この額は、財政調整基金を当然引下げに回し、多額な負担に苦しむ加入者の負担軽減に回すべきであると思います。

国保税を、市では今年度、5.7パーセント、3,000万円を使い引き下げたが、基金総額からすれば余りにも少ない。国保加入者からは大きな批判が出て、まさに事務に追われて額にも合わない、そういう仕事ではなかったのかと思っております。

そこでお伺いする一つとして、大幅な引下げを行い市民負担を軽減すべきと考えますが、どうしようとしてるのか。また、今年度の徴収率の計画は幾らと考えているのか、両会計についてお伺いいたします。

令和3年度国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の今年度の決算見込みをどう判断されているのか。また、前年度に比べての収支はどう見込みを立てているのか。試算されていると思いますので、お伺いしたいと存じます。

また、今年度の4月から10月までの8か月間の、あ、11月、今は10月でない、11月も出てると思いますが、4月から11月までの収支の実績についてもお伺いしたいと思います。

2番目として、コロナ禍における商工・飲食・観光の各業者や低所得者、学生、子供へのさらなる支援と市の発展の方策についてお伺いいたします。

商工・飲食・観光各業者は、コロナ禍により大きな影響を受け、営業そのものが大変な状況になっております。また、低所得者や学生、子供にも、市内経済の低迷により暮らしや学びにも影響が及び、行政の支援が求められております。また、市としてもさらなる経済的支援を行い、市内経済の好循環をつくり、市政発展を市民とつくり上げていくために、市内各地域・地区にも市政発展の支援ができる形をつくり上げる

必要があると考えます。

そこで、コロナ禍における商工・飲食・観光の各業者や低所得者、学生、子供への支援内容について伺いたします。

二つとして、市政発展のため、市内に特徴のある拠点づくりの施策を市民が提案できる組織づくりが必要で、行政が財政面も含め支援・協力し、特徴ある地域づくりを市内の各地にできる体制が必要であり、それが市の活性化にもつながると考えますが、市の対応について伺いたいと存じます。

3点目として、介護施設利用者の大幅な食費負担の改悪についてであります。

政府は今年8月から、介護保険施設を利用している低所得者の食費・居住費の負担を軽くする補足給付制度を改悪しました。月10万円程度の年金収入しかない介護保険施設の入所者の食費負担を、月2万円から4万2,000円に倍増、ショートステイを利用している年金収入10万円以下の人も含め、1.5から2倍に値上げしました。

補足給付は、2005年10月に介護保険の施設入所やショートステイの食費・居住費が全額自己負担されたとき、低所得者利用料の負担を軽減する制度として導入されました。この補足給付の対象は、住民税非課税世帯の低所得者であります。しかも、コロナウイルス感染症によって国民全体が困難を強いられ苦しんでいるもとの、見直しの実施を強行したものであります。

医療・介護・市民など全国940団体は、今年5月、補足給付見直しの中止・撤回を求める団体署名を厚生労働省に提出したとのことであります。今回の見直しによって食費の負担が困難になり、施設入所やショートステイの利用を続けられない深刻な事態が起きております。

そこで、男鹿市では今回のこの「補足給付」の見直しの実態を承知しているのか。市内の全介護施設やショートステイの利用者を調査し、その対策を明らかにして、安心して介護施設への入所やショートステイの利用をできることが急がれておりますが、市の対応策を明らかにしてほしいと考えます。

また、低所得者の負担軽減制度の補足給付制度、この改悪をやめさせることが必要であります。市ではこの問題の対応をどうされているのか。入所者の負担軽減が必要であり、市での支援策を伺いたいと存じます。

以上であります。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（吉田清孝） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 佐藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、国民健康保険税、介護保険料の財政調整基金を活用した大幅引下げについてであります。

まず、今年度の国民健康保険特別会計の財政状況についてであります。

10月までの収支の実績は、歳入が21億4,538万8,000円、歳出が18億5,310万5,000円となっており、前年と同規模の執行状況となっております。

国民健康保険税の徴収率については、10月末現在、現年分で47.2パーセント、滞納繰越分で9.6パーセント、全体で41.2パーセントと、前年同期に比べ0.7ポイントの増となっております。

今年度の決算見込みについては、今定例会に提出しております補正予算案のとおり、歳入歳出それぞれ40億4,336万2,000円と見込んでおります。

次に、国民健康保険税率の大幅な引下げについてであります。

この件につきましては、6月定例会で様々な観点から活発な御議論をいただき、さらに9月定例会においても、議員からの同様の趣旨の質問に対し真摯に答弁申し上げました。

そうした中で、保険税率につきましては、被保険者の所得状況や県へ納付する事業費納付金の見通し、財政調整基金の残高を総合的に勘案し、向こう5年程度を見通した中で、おおむね安定的な財政運営が可能な税率として、議会の皆様から全会一致で御承認をいただき、本年引下げを行ったところであります。

さきの6月並びに9月定例会でお答えしましたとおり、長引くコロナ禍による被保険者の所得への影響や事業費納付金の推移がなかなか見極められないなど不確定要素も抱えており、そうした中では、財政調整基金を一定額保有し、税収不足などの激変に備えることが必要であり、そのことが結果的には被保険者の安心感にもつながると考えております。

今後は、国保会計事業の運営状況を毎年検証しながら、安定的な財政運営を維持す

るため、3年をめぐりに税率の見直しを行ってまいります。

次に、介護保険料の財政調整基金を活用した大幅な引下げについてであります。

現在の介護保険の財政調整基金の残高は、約5億5,200万円ですが、そのうち、約2億3,000万円は、令和2年度の清算金と旧男鹿の郷からの返還金等であり、今定例会において、国、県、市の一般会計及び支払基金へ返還するための補正予算案を提出しているところであります。

残る基金残高から、第8期介護保険事業計画期間である、令和3年度から令和5年度までの3年間で2億5,600万円を取り崩し、保険料を引き下げることとして保険料の算定を行ったものであります。

次に、10月までの収支の実績であります。歳入が25億3,767万1,000円、歳出が25億3,113万6,000円となっております。

介護保険料の徴収率については、10月末現在、現年分で52.2パーセント、滞納繰越分で11.7パーセント、全体で51.8パーセントと、前年同期に比べ1.4ポイントの増となっております。

また、今年度の決算見込みについては、現時点における給付費の実績及び今後の推計をもとに算定を行い、今定例会に提出しております補正予算案のとおり、歳入歳出それぞれ54億7,528万1,000円と見込んでおります。

次に、介護保険料の大幅な引下げについてありますが、介護保険料は、3年に一度見直しすることとされており、現在の保険料は令和5年度まで同額となります。保険料の見直しについては、今後の介護給付費等の動向等を見据えながら、令和6年度からの第9期介護保険事業計画策定時に検討する考えであります。

御質問の第2点は、コロナ禍における観光業者や低所得者等へのさらなる支援についてであります。

現在、新型コロナの新規感染者数や重症者数は全国的に減少傾向が続き、落ち着きをみせておりますが、発生から間もなく2年が経過しようとする今日も、本市経済への影響は続いており、特に宿泊業、飲食サービス業やその関連事業者の経営は、依然として厳しい状況にあると認識しております。

そうした中で、商業、観光業に対しては、これまで男鹿市プレミアム付商品券による市内の消費喚起策に加えて、緊急宿泊支援事業による宿泊需要の取り込み、観光プ

レミアムパスポートの販売を通じた観光施設の周遊促進などにより、継続的に支援を行ってまいりました。

また、観光事業者や飲食関連事業者等を幅広く下支えすることを目的に、1事業者当たり10万円を交付する緊急支援金事業についても、10月から交付を開始し、事業継続に向けた対策を講じております。

さらに、「Go Toトラベル」の再開や、先月から始まった県の「冬割キャンペーン」と連動した形で、冬季間においても観光需要を取り込めるよう、観光プレミアムパスポートの販売や第7期の緊急宿泊支援事業を継続実施することとしております。

次に、低所得者に対する支援についてであります。

これまで、個人事業主を含む生活困窮者を対象に「生活困窮者相談窓口」を設け、就職に至るまでの支援を行うとともに、社会福祉協議会が窓口となっている生活福祉貸付金等の周知や利用の助言などを行ってきたほか、今年度は、県単独事業として、低所得世帯や児童手当受給世帯に対し、生活応援商品券の支給も行っているところであります。

また、今般、灯油価格の高騰を受け、低所得世帯の負担軽減を目的とした、いわゆる福祉灯油の実施について、今定例会初日に関連予算を御可決いただいたところであり、早期の支給に鋭意努めてまいります。

子育て世帯への支援については、先ほど申し上げた生活応援商品券の支給のほか、ひとり親世帯や非課税世帯など低所得の子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円が国から特別給付されております。

先般、国では新型コロナウイルスの感染防止と経済活動の再開等を柱とする経済対策が閣議決定され、裏づけとなる補正予算が来週招集される臨時国会に提出されます。

その内容を見ますと、商工業関係では中小事業者向けの「事業復活支援金」の支給、観光業や飲食業関係ではGo Toキャンペーン事業の再開、低所得者や学生に対する支援としては、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円の現金の給付や、18歳以下の子供を対象とした1人当たり10万円の現金・クーポンの給付など、コロナ禍で疲弊した生活や経済を支援する内容が盛り込まれております。



市といたしましては、現在実施中の支援策の効果的な執行に努めるとともに、こうした国の経済対策で打ち出された事業制度を有効に活用しながら、市民の暮らしと経済を支えてまいります。

次に、特徴ある地域づくりに向けた体制の整備についてであります。

男鹿市総合計画でもお示ししているとおり、市勢発展には「将来あるべき姿を市民とともに考え、行動する協働のまちづくり」の実践が肝要と考えております。

このため、市政に対する市民の理解と参加を促すとともに市民の声を市政に反映させることを目的として、市内全地区において市政懇談会を開催しているほか、市ホームページからの「市長へのメール」や市民ホールに設置しております「ご意見箱」、各種委員会・協議会などを通じて、市民からの意見・提言を幅広く伺っております。

また、特徴ある地域づくりを実践する団体としまして、真っ先に町内会や振興会、町内会長会等が想定されますが、これらの団体に取り組む自主的活動に対しまして、コミュニティ活動推進補助金、地区連絡会活動費補助金など、財政面で支援しながら、共に考え助言・協力を行うなど、地域活性化に向けた総合的なサポートを行っているところであります。

こうした自治組織に加え、最近では、男鹿なまはげロックフェスティバル実行委員会や船川ひのめ市実行委員会、市内の和太鼓集団など、若者主体の団体が独自の活動を展開しているほか、壮大な夢を掲げて活動するキーパーソンを中心に、全国から若者が集うなど、地域に活力を生み出す新たな動きも見られるようになってまいりました。

折に触れて彼ら若者グループの意見や提案にもしっかりと耳を傾けながら、自治組織をはじめ老人クラブや婦人会、学校のPTAなど様々な組織・団体と手を携え、引き続き、市民とともに考え行動する協働のまちづくりの推進に努めてまいります。

御質問の第3点は、介護施設利用者の食費負担についてであります。

このたびの補足給付費に関する制度改正につきましては、介護保険制度の持続的な運営を目指し、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や、負担能力に応じた利用者負担を図る観点から見直されたものであり、やむを得ないものと認識しております。

本年8月から、所得段階に応じて食費等の一部が見直しされましたが、それぞれの

所得段階に利用者の負担上限額が新たに設定され、限度額を超えた分については、高額介護サービス費として払戻しされますので、市として特段の支援策は考えておりません。

また、食費が増となった利用者は、施設利用者で82人、ショートステイ利用者で277人ですが、施設側では利用者やその家族に事前に改正内容について説明し同意を得ており、負担増となったことで利用をやめた方はいないと伺っております。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 再質問ありませんか。8番

○8番（佐藤巳次郎議員） 議長、一問一答でお願いしたいんですけど。

○議長（吉田清孝） 一問一答式ということで認めます。

○8番（佐藤巳次郎議員） それでは、最初に国民健康保険税と介護保険料の財政調整基金を活用した大幅引下げについてであります。

ただいま市長から答弁されておりましたが、私聞き間違えたか、よく分からなかったもので、改めて私の質問内容で、令和3年、今年度の10月現在の国保の基金残高が4億5,832万7,995円、1世帯平均10万4,664円、1人当たり6万9,506円、介護保険が基金残高が5億5,275万3,934円、1人当たり4万5,038円になりますが、この数字は間違いのないのか、私のほうが間違ってるのか、ちょっと答えていただけませんか。

○議長（吉田清孝） 暫時休憩いたします。

午前11時34分 休 憩

---

午前11時34分 再 開

○議長（吉田清孝） 会議を再開いたします。

伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

基金残高につきましては、佐藤議員のおっしゃった額で間違いございません。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） 間違いないということであります。

今までこのように多額な基金が保有されているということになろうかと思いますが、過去に国保財政基金にしろ介護保険の基金にしろ、この額以上の基金があった時期というか年代ってあったんでしょうか、お伺いします。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

今、手元に国保の財政調整基金の台帳がありますが、平成24年度から見ておりますけれども、現在の額よりも多かった時期というのはないようでございます。介護保険特別会計においても同じでございます。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） 過去になかったと。私もそう思っておりますが、それだけこの基金残高がいかにか多いかと。それだけ加入者の負担が多かったと。基金に4億円台、5億円台あるということ、市のほうでの保険料の見方が、負担をしている市民にすれば、これほどの額が基金にあるのに、この高いのを少しでも安くしてほしいというのが切実な声なんです。国保にしても、1世帯で10万円を超える基金になっている。介護保険にしても、1人当たり4万5,000円の基金になっている。こういうことでは、私はやっぱり加入者の理解は得られないと。これを加入者に還元するというのが私は当然じゃないかと。これを市の計画で何年先まではそのままにしておくと、こういう手法があっているのかと。余りにも多額、何千万単位だばまだ話分かるすよ。4億円、5億円をため込んでいること自体が、1人当たり4万円台、国保に至っては1人当たり6万9,000円です。こういう残高を基金としてそのままにしておくと。私は即刻、来年度から当然引き下げるべきだというのが、加入者の切実な声でありますし、市として計画どおりやるという手法であれば、それは加入者の理解を得れないと。そしてまた、今年度の収支、国保、そして介護保険、この把握をどう見てるのか。私がいろいろ試算すれば、かなりの黒字が出ると、私はそう見てるすよ。市のほうでは具体的に、今まで、この4月から11月まで8か月間過ぎて、あと4か月より年度がないんです。ですから、大まかな試算ができる時期なんです。来年度のこと当然、市のほうで考えていかなければいけない時期なわけだ。そうい

う中であって、この二つの介護保険と国民健康保険の財政をどうしていくかということについて、私は来年度から、ぜひとも引き下げやる責任が行政にあるんじゃないかと。逆に言いますよ、それだけのやはり加入者に対する収支、かなり負担が、国民健康保険税の負担、介護保険の負担というのは大変な状況だわけです。ですから、現在の徴収率も話されていましたが、どうですか、計画どおりの収入として捉えているのか。見込みがまだ立たないということなのか。そのあたりもう一度、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

まず、財政調整基金の額と、それから保険料、あるいは保険税の関係でございまして、まず介護保険特別会計につきましては、第8期介護保険事業計画の中で、令和3年度から5年度まで、この3年間で、ある基金ほぼ全額を取り崩して算定した保険料でございまして、これ以上上げるのはこの時点では難しいと。で、市長も先ほど答弁いたしましたけれども、その次の令和6年度からの計画を策定する際に、また改めて計算してまいりたいというものでございます。

また、介護保険の財調につきましては、5億5,000万円程でございますけれども、その半分は、この後、国、県、市へ返還する額でございますので、実質には2億5,000万円程であると考えます。

また、国民健康保険につきましては、これも6月定例会、9月定例会で大分議論されたところでございましたけれども、平成27、28年の頃、大変財政の厳しい状況がございまして、一時、一般会計から1億円以上のお金を繰り入れたということがございました。その反省を踏まえて、絶対赤字にならないようにというふうに財政計画を立ててやってきたところでございまして、一気に4億5,000万円まで増えたわけでもなく、だんだん年々増えてきたという状況でございますけれども、このたび、おおむね5年先を見通して、やはり財調幾らかは必要ですので、何か不意の支出があったときに備えまして、どうしても財調は必要でございますので、1億5,000万円ほどは残しておくという計画を立てまして、それに従いまして、今年度、税率の改正を行ったところでございますので、どうか御理解いただきたいと思いま

す。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長の答弁を求めます。

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 佐藤巳次郎議員から、今定例会で3回続けての同様の趣旨の御質問でございまして、市長はじめ執行部側も、市民の皆さんの暮らしなりを考えると、税率の引下げ、これはできるならやりたいという思いは同じでございます。ただ、長い目で見て、それが本当に可能なのかということ、最ベテランの佐藤巳次郎議員であれば、ましてや福祉関係に非常に明るい議員であると思っておりますので、当然分かっての上の御質問でないかなとは思いますが、要すれば、過去になかった額と先ほど申されましたけれども、要するにこれぐらいの基金を持っていなかったがゆえに、前回の議会でも申し上げましたけれども、平成27年と28年の2年間で12億円もの額を一般会計から繰り入れて、それでも足りなくてというふうな、税率をアップしたという経緯があるわけです。財調基金を持ってなかったから、その後の制度改正が間近に控えている中で、男鹿だけ税率を上げなきゃいけなかったという非常に悔しい、執行部側も議会のほうでも多分そういう思いだったと思います。そういうことになったわけです。

先ほど部長から財調基金の一定額というふうなことを言っておりましたけれども、まずこの先を考えた場合に、令和5年からもう団塊の世代が後期高齢者になります。当然、医療・介護の関係でかかるお金が増えてきます。一方で、保険料を支える現役世代の方々、少子化でだんだん減ってきます。かつては10人で1人を支えていたと、それが今は2人で1人だという状況になっている中で、果たしてこういった社会保障関係の制度がこれからも持続できるのかということが、今非常に問題になっているわけです。ですから、マイナスの要因こそあれ、うまく好転する要因とはなかなかないわけですね。当然、市のこういった国保でも介護保険でも、まるっきり無縁ではないわけですね。当然影響を受けます。県のほうからは、不測の事態に備えて、財政調整基金一定額しっかり持ってくれと。税率の改正を検討する際には、慎重が上にも慎重にやってくれということをおっしゃってございます。毎年のように、例えば財調基金を持ってなくて、一定額保有してなくて税率が変わるということが、果たして市民の皆さんが望んでいることなのかと私は思います。少なくとも執行部側とすれば、市民の

皆さんに御迷惑かけないように、安定したこの基金運営をやっていくことは、安心感につながるのではないかというふうに思っておりますので、何とぞ御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） 先ほど部長から、基金の残高が1億5,000万円ほどは持っておかなければいけないという答弁であったかと思うわけですよ。私は、1億5,000万円程度だばですよ、まだ分かるすよ、まだ。このように4億円なり5億円台の基金があるということを、市では、この後の赤字の可能性もあるということになろうかと思いますが、私はそうは見てないですよ。今年度だって、この4月から11月までの国保の、それから介護の、どのぐらいの収入があったり、使ったりして、収支の監査のほう出していますけども、それをざっと見ても、昨年とそんなに多額に違っているという状況にはない。そうなれば、昨年度並みの黒字が出るんじゃないかと。まして介護の場合、男鹿の郷の事件がありました。それによって、法人側から7,000万円以上の金が介護保険のほうに今年入ってるわけですね。それはこの後、剰余金の対象になっていくんじゃないかという気持ちだわけですよ。そういうもろもろのことを考え併せれば、私は来年度、この多額な基金を全部取り崩しなさいと言いませんよ。あなた方が1億5,000万円は持たねばねえというのであれば、それを除いた額を引下げに回すということは、答弁からすればできるということだと思うすよ。まして、今年度の決算状況、私は必ず赤字にはならないと、私の試算ですよ。そうなりますと、私はそういう引下げの時期としては来年度がいいし、ぜひ加入者が、この高い負担を少しでも和らげるという行政側の考えを、ぜひ軸足をそういうところに持って行ってほしいと考えますが、その点についてもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

まず、介護保険につきましては、3年間の計画に基づいて事業を行っているものですので、これはまた令和6年からの計画を策定する令和5年度に、保険料については検討していくということになります。

それから、国民健康保険でございますけれども、これは6月でも9月でもあった議論でございましたけれども、今ある基金を全部吐き出して一気に税率を下げると、当然1年はいいわけですけれども、翌年には当然資金が足りなくなることが想定されます。すると、一旦大きく引き下げた税率をまた大きく引き上げなければならないということでございまして、やはり市の考えといたしましては、長期的に余り変動のない税率でやっていくべきだと。その中でも、今回の場合は基金を少しでも取り崩すような形で運営できるように税率を引下げたということでございまして、先ほど市長も申し上げましたけれども、この後、国保会計というのは毎年検証しながら、3年をめどに税率の見直しを行ってまいりますので、まず毎年の検証を行っている中で、果たしてどう動いていくか、そのところを見ながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） 引下げは今年度までは分からないと、このままにしていくと。私は、そうしなければならない状況になってるのかと。今の基金残高4億円台、5億円台というのが、私は急激に基金を使わなければいけないような緊迫な状況ではないと。今までの数字見てですよ、この4月から11月末の国保の状況を見ても、そういう状況にはないと私は理解してるすよ。あなた方は計画がそうだからってということで、住民、加入者をさておいて、自分方の計算方式、それを大事にしてやっていくと。それでは住民がたまったもんでもない。5億円、6億円の基金があって、知らないふりしてると、もう3年待つてけれと、そういう手法って行政としていいのかどうかと。私は全額引き下げれとは言ってませんよ。あなたのほうで1億5,000万円が基金として残しておかねばねえといたら、それを除いた額だって引き下げてみなさいよ。それでも半分以上、もっと引下げできるわけでしょう。私は何で引き下げれないのか。さっき、今年度引き下げたと言っていました。確かに引き下げたんですよ。何ぼ下げたと思います。3,000万円台、たった。加入者の全体で3,000万円。5.7パーセント引き下げたんですよ。これだけしか。このぐらいの基金を持ちながら。私は委員会でもしゃべったすよ。何だと。当然だすべ。加入者にしたら、馬鹿にしてると。4億円、5億円の基金があるのに、3,000万円使って引き下げましたということが通るか。私はぜひとも考えてほしいと。私は本当に切実にやっ

ぱり私自身も思っていますし、加入者からは、この高い保険税、保険料を何とかしてほしいと。皆さん加入者に聞いて回ってみてくださいよ。大変な悲痛な声ですよ。納めなければ、その罰則が来ると。医者にも行けない状況が出てくると。そういう脅し半分の中で、この制度がつくり上げられてるとすれば、私は非常に困ると思いますので、再度、来年度からの引下げを強く強く要望して、再検討してほしい。その点いかがですか。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） なかなか議員との意見が違うとか、認識が違うとか、立場が違うとかのかもしれませんが、長くは御答弁しませんけれども、我々も引き下げられるのであれば引き下げたい、引き下げるにこしたことはないと思ってますけれども、一方で、市とすれば、安定的な財源をしっかりと運営していくというのがやっぱり一番最大の責任だと思うんです。で、還元還元とおっしゃいますけど、私のほうで何か利益を徴収しているわけでも何でもなくて、市民の皆さんからお預けいただいたものをしっかりお預かりして、毎年毎年税率が変わることのないように、長期のスパンを持って見通しを立てながらやるというふうなことで運営してるわけです。平成25年、26年のときに、当時も当然計画はつくってやったと思います。足りなくならないようにという思いでやったと思いますけれども、ああいう形になったわけですね。あれはどうしてああいうことになったのかと。やっぱり二度とああいうことにならないようにするというのが、まずは市民の皆さんに対する我々の責任だと思います。1億5,000万円、そこまでは、じゃあ下げれるんでないかというふうにおっしゃいますけれども、長いスパンで見て、減少する可能性がある中で、5年後ぐらいでもやっぱり1億5,000万円を保有できるということで見てるわけでございまして、当然毎年検証した上で、5年先を見据えて3年で一旦立ち止まって、もし返りがあればしっかり上げる下げるということを、議員の皆さんにもお諮りしながら議論をしていこうということでやってるわけでございますので、我々は我々として、やはり激変をしないように、安定的な財政運営できるようにということが市民に対する責任だと思ってございますので、その方向で対応してまいりたいと思ってございます。

○議長（吉田清孝） 再質問を保留して、午後1時まで休憩いたします。



午前 11時59分 休 憩

---

午後 0時59分 再 開

○議長（吉田清孝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さらに質問。8番

○8番（佐藤巳次郎議員） それでは、コロナ禍における商工・飲食・観光業者等や低所得者、学生、子供へのさらなる支援ということで、市で福祉灯油を6,000円支援するということですが、これは国のほうで特別交付税として2分の1を支援するということでの予算措置もこの中にあるんじゃないかなと思いますが、そこら辺、特別交付税措置なと思いますが、そこら辺ですな。

それで、国の総務省のほうで自治体の支援策として発表してるわけですけども、この特別交付税措置についての考え方として、地方公共団体が原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策としての特別交付税措置を講ずるという総務省の考え方であります。それは、対象経費の例として、生活困窮者に対する灯油購入費等の助成、社会福祉施設、養護老人ホームや障害者施設、保育所、幼稚園等に対する暖房費高騰分の助成、それから公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成、そしてもう一つは、漁業者等に対する燃油高騰分の助成などだという総務省の通知が各自治体に来てるんじゃないかなと思いますが、市では、灯油6,000円を支援するということですが、この6,000円の支援する額の根拠というか、それはどういう決め方で6,000円になったのか。ひとつお聞かせ願いたいと。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

まず、今般市で行うこととしております灯油等購入費助成事業ですけども、こちら国の特交のお話が出る前に決めたものでございまして、とりあえず生活困窮者といえますか、低所得者に対しての助成を行うということを決めたものでございます。

6,000円の根拠でございますけれども、同様の事業を平成25年にも行っておりました。平成19年度にも行いました。このとき5,000円の助成をしたわけでございますけれども、助成対象は大体そのときとほぼ同じ方々でございます。で、今

般1,000円上げましたのは、平成26年1月当時の灯油18リットル当たりの価格と比べまして、現在およそ100円値上がりしております、18リットル当たり。で、200リットルのホームタンクに1回給油すれば大体1,000円ぐらい上乘せになるであろうと、そういった計算で、今回は前回よりも1,000円高く6,000円を助成するという考えに至ったものでございます。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） そうすれば、この6,000円の支援は、普通一般家庭で年間使う灯油の消費量のどのぐらいのめどになるんですか。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

年間消費量となりますと、やはりその家庭によって随分違うでしょうし、実際1年間使う分について何パーセントを助成するかという考えには立っておりませんので、1回給油するときの足しになればと、そういった考えでございます。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） そういう考え方でいいのかな。今、このコロナ禍の中で非常に大変な状況の中にあって、支援するということで国がそういう支援する自治体に対して2分の1を補助するという事になってるわけで、そういう意味では、私はもっと、もともと市のほうで考えてるのは、この国のほうの補助が確定する以前に計画されたんじゃないかなと思いますが、そうすると、今回は2分の1、国から出るということであれば、もっとやっぱり支援の額を増やすこともできるし、支援する方々をもっと広くするという事もできるんじゃないかということで、社会福祉施設、それから、特に男鹿市の場合は漁業者の燃油高騰、これらがやっぱり非常に大変だということになってるので、ぜひこういう方々に対しても支援を広げることがあっていいんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ考えてほしいなど。

で、魁新聞にも載ってございましたけれども、灯油代補助に対して、県も各市町村へ支援を助成するというような考え方もあるということが新聞にも報道されておりますので、そこのあたりもし県のほうの措置がどういうふうになってるのかありましたらお答え願いたいと。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 議員のおっしゃるとおり、どこまでの範囲にするかと。我々も、この福祉灯油を実施するに当たって、もちろん県の助成なり、国のほうの特交の措置というものも内心は期待しましたが、仮にそういうものがなくてもやっぱりやらざるを得ないときはやらなきゃいけないだろうということでの判断でございました。県のほうで、市長が多分、全県の首長さんの中で一番早く知事のほうに要望に行っただと思います。我々のほうで福祉灯油を予算計上して、もう年内中に始めるという決断が早かったこともありますけども、多分、首長さんの中では市長が一番先に知事のほうに行って、各市町村も多分そういうことを考えてるだろうから、県のほうでも考えてくれないかということで口頭で要望いたしまして、それを受けて、知事のほうでも今回のような形になったんでないかと思ってます。内々聞いてるところによれば、もちろん生活困窮者への福祉灯油の手当てももちろんですけども、様々な分野に影響が行ってますので、どこら辺までそれを県が対象とすればいいのかと、市町村にもいろいろな意見聞きながら予算、できれば12月中に追加で予算措置したいということをお願いしておりましたので、多分この福祉灯油だけでなく、少し幅広なところに対象が行くんでないかなと思っております。そうしたことも踏まえて、我々も他市町村の状況を見ながら、この後検討してまいりたいと。

今急いだのは、まずは、もちろん一冬越すだけの額でもございませぬし、十分だというわけでもございませぬけども、とりあえず、この寒さを何とか市でも応援するので、これでもって何とか乗り切ってもらいたいという思いでもって対処したものでございませぬので、この後様々な産業分野、もちろん漁業もありますし、場合によっては運輸関係も当然これは影響受けてるわけですね。多分影響を受けてない業種・業態はないと思うんですよ。どこら辺までを対象にするかというのは、この後、県なりの動向を見ながら、他市町村の状況も参考にさせてもらいながら判断してまいりたいと思っております。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） 副市長がおっしゃるとおりで、そういう意味で、ぜひ今回の6,000円の補助だけでなく、私さっき言いましたように、福祉施設なり、漁

業者等へも、こういう燃油が必要となる業種が必ずあるわけで、そういうところへ支援することが必要だと思います。で、やるとすれば、やはりこの12月議会中に議決しないと、支払いの関わりもありますので、市のほうで早急に決めてほしいなと思っておりますし、そこら辺については今議会で提案したいということの考え方なのか、そのあたりもう一度お聞かせください。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 生活困窮者に対しては、年内にできるだけ多くの方にお支払いしたいということで、今急がせてございます。今議会で追加であげるかどうかは、県のほうの動向を見ながら、特に対象をどこにするかというところでやっぱり慎重にならざるを得ないと考えておりますので、そういったことを含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） ぜひ今議会で提案してほしいと。で、隣の潟上市でも、飲食関連の事業者には最大で60万円を出すと。飲食業のかなり売上げの多いところだと思いますけども、そういうところで、まあ潟上の場合は売上げ3,000万円以下が15万円だということもありますので、そういう飲食関連事業者に対しての支援もあっていいかという感じがするわけで、ぜひ検討してほしいと思います。

いずれ国の特別交付税措置になろうかと思っておりますので、ぜひ2分の1、国で出すということなので、ある程度、それこそ基金もあることだと思いますので、かなりの業種にわたって支援できるように、ぜひ取り組んでほしいと思っております。

それと、先ほど米谷議員が質問しておりましたが、私は先ほど市政発展の方策という形の中で、地域を支援するというので、先ほど米谷議員に対して市長がいろいろお答えになって、いい答弁をしてるなと私は思ったわけで、ぜひやはり地域を活性化すると、そのためにはやはり地域の町内会を中心としたそういう体制をぜひ市でつくって、それでどういう、大きい範囲だとなかなかまとまるかどうかもありますし、学区単位にしようとするのか、地理的な条件も地域によってはあろうかと思っておりますので、ある程度、余り小分けにしてもうまくないので、そういう形で町内会長さんとの会議の中でもそういう形をつくって、地域でどういう範囲でそういう地域活性化の

チームをつくっていくかということの議論をもっともっと進めて、早急にやっていくことが私は非常に大事だろうと思っております。先ほどの質疑答弁の中でも、町内会はあるけれども、なかなか人の参加とかもあったり、非常に大変だということはあるわけだけども、しかしやはり市政発展のためには、こういう形、どういう形にしる、活性化を、そして市政の発展を含めたそういう取組が、この後は時代の要請ということにもなろうかと思っておりますので、ぜひこの組織づくりの在り方っていうか、組み方っていうか、そういうのを、行政の中も含めてどういう形にして立ち上げていくかということのを、町内会の会長さん方も含めながら議論して、一本のそういう組織をつくっていくことが非常に大事だろうと思っておりますが、そこら辺、重複するかと思っておりますが、市長はそのあたりどう考えてるのかなと、もう一度お聞かせしてもらえればと思います。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） まず、地域活性化に向けた組織づくりであります。先ほど市長答弁の中にもありましたが、特徴ある地域づくりを実践する団体としては、やっぱり町内会、その上にある振興会、それから町内会長会、そういう団体もございますので、それらを取り込む、うまくそこら辺の自主的な活動ができるような部分として支援していかなければいけないと思っておりますし、その手助けとする部分で職員の地域担当制というものがあると考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） 市では職員から各地域の担当を決めているということですが、職員の地域担当制ということで、私の地域の担当が、職員の誰がなっているのか、私は全然分からないので、地域の人から聞いても全然分からないということで、誰がどの地域を担当するかというのは、公表っていうか、そういうのはこの後でも、やはり地域の町内会の総会にしたって一度も私は見たこともないし、町内会でどういう日程があるか、市のほうで行きたいという話も聞いたこともないんですけども、そういう意味で、やはり手始めとして、そういう町内会への担当の方がいるとすれば、ぜひやはりそういう市の立場から各町内会への協力要請っていうか支援も含めてやっていったほうがいいんじゃないかなと思っておりますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 多分先ほどからの御質問は、船川地区のことを言ってるかというふうに思いますが、船川地区を除いた各地区では、振興会、それから町内会長会という、町内会の上部に当たる団体がございます、その部分に地域の担当制ということで職員を割り当ててございます。ただ、船川地区の場合は、町内会を取りまとめるそういう団体がございますので、そこからの取組というふうになっていくものと思っておりますので、現在そこら辺のところを進めていこうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） ほかの地域でやって、船川だけがやってないと。初めて聞きました。そういう意味では、非常に船川地区が遅れてるということになるのか、やはり早急に地域に話をして、そういう組織づくりをやって、やっぱり地域をどうするか、市政、男鹿市をどうしていくか、いろんな話が出てこようかと思ひますので、ぜひ早急に取り組んでほしいと思ひますので、取組を急いでほしいなと思ひます。

それから、介護施設利用者の大幅な食費負担の改悪についても質問しましたが、施設に入ってる人方の食費の負担が倍以上になって負担が非常に大変だということの状況下で、市の支援というのはこの分については全然ないのかだすな。大変な負担だわけで、まるっきり年金だけでは足りないような状況も出てきてるかなと思ひますので、ぜひ介護施設に入所してる人やショートステイの方々への支援策がないものかどうか、そこら辺について最後にお聞かせください。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

この件につきましては、先ほど市長が答弁申し上げましたけれども、今回の改正によりまして食費が増えた利用者の方が何人かいるわけでございますけれども、負担増となったことで退所しなければならないとか、そういった方はいなかったわけでございます。所得段階に応じまして負担の上限が新たに設定されておりますので、それを

超えた分は払戻しされるということですから、まず市として特段の支援策は考えていないというところでございます。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） それにしても、この利用者、介護施設の入所者とかショートステイサービスを受ける方々にとっては大変な負担増になるわけで、この方々の年金額それぞれあろうと思いますが、余りにも突然、急な大幅な負担増と、倍にもなるということで、市のほうには一切そういう支援とか払えないとか、そういう苦情みたいなのはひとつもないということで、利用者、利用できないということでサービスを受けなかったという方々もいない、男鹿市の場合はいないという理解でよろしいですか。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

まず、市に対する苦情や相談でございますけれども、これはございませんでした。実際に何とかしてくれとか、そういった相談もございませんでしたし、特段相談はございません。

で、今回の改正につきましては、先ほど市長答弁の中でも申し上げておりますけれども、施設側で利用者へきちんと改正の内容を説明しまして、あらかじめ了解をいただいているというところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝） 8番

○8番（佐藤巳次郎議員） あといいです。終わります。

○議長（吉田清孝） 8番佐藤巳次郎議員の質問を終結いたします。

次に、17番古仲清尚議員の発言を許します。なお、古仲清尚議員からは、一問一答方式によりたいと通告がありますので、これを認めます。17番古仲議員

【17番 古仲清尚議員 登壇】

○17番（古仲清尚議員） 会派明政会の古仲でございます。12月定例会で発言の機会をいただきました。

今年も雪が舞い、雷鳴がとどろく季節となりました。季節ハタハタ漁の豊漁を心から願うものであります。

それでは、通告に基づきまして質問いたします。

大要1点目は、HPV（ヒトパピローマウイルス）感染症対応についてであります。

HPV、ヒトパピローマウイルス感染症は、子宮頸がんを主として、肛門がん、膣がんなど、多くの病気の発生要因となり得る感染症であり、国立がん研究センター調べによりますと、国内では毎年約1万1,000人が子宮頸がんを発症し、約2,800人が命を落とされており、近年は患者数、死亡者数ともに増えているとのことであります。

HPV感染症による子宮頸がんへの主な対応では、感染を遮断するためのHPVワクチン接種による一次予防、子宮頸がん検診、スクリーニング検査による早期発見・早期治療の二次予防があります。

HPVワクチンの接種におきましては、2009年に国内で承認され、2013年4月から法に基づく定期接種に指定され、小学校6年生から高校1年生相当の女性を対象とした公費助成による接種が開始されました。その後、HPVワクチンによる副反応の疑いなどから、同年6月に国がHPVワクチンの積極的接種勧奨について差し止めの勧告に至った経緯があります。

秋田県におきましては、これまで県内におけるHPVワクチンの接種率向上を目指すことを目的に、HPVワクチン推進プロジェクト委員会が2020年9月に秋田県医師会で発足し、2021年、令和3年度においては、県内25市町村において、対象者がHPVワクチン接種について検討・判断をする際、その有効性や安全性に関する情報、接種を希望した場合の必要な情報を届けることを目的とした個別通知が実施、あるいは実施予定されているものであります。

厚生労働省は、2021年11月12日、HPVワクチンの国内外における有効性や安全性に関するデータの蓄積から、8年ぶりに積極的な接種勧奨を再開することを決定したところであります。また、これまでの約8年間、国の積極的接種勧奨が停止されていた世代において、定期接種の機会が失われていた女性を救済する策として、キャッチアップ接種も厚生労働省方針として固まり、2022年4月からの実施に向け動き始めております。

この積極的接種勧奨停止世代は、15歳から39歳の思春期、若年成人世代を現す



「A d o l e s c e n t a n d Y o u n g A d u l t」の頭文字を取った、いわゆるAYA世代にも当てはまります。AYA世代は、小児がん、成人がんなど様々ながんを発症する可能性がある年代とされていることから、HPVワクチンのキャッチアップ接種とともに多様なニーズに対応できるよう、情報提供や支援体制及び診療体制の整備など、包括的な支援が必要であると考えます。

また、男性へのHPVワクチン接種につきましては、男性自身を病気から守るためにも、将来の大切なパートナーを守るためにも有効性が示されており、HPVワクチンは、男性も罹患の可能性がある中咽頭がん、肛門がんなどを予防できるとされております。

2020年12月には、HPVの四つの型に対応する4価ワクチンが9歳以上の男性への接種として承認されました。ただし、現状におきましては男性への接種は自費負担となっており、全3回の接種に対しまして約5万円から10万円の費用がかかるとされており、今後、国では公衆衛生のさらなる前進のため、男性への接種について公費助成の定期接種化に向け検討していくことのことです。

以上の背景から、本市におきましても、HPV感染症対応における包括的な体制構築に向けて、以下質問いたします。

1点目として、HPV感染症対応の現状と課題について。

2点目として、積極的接種勧奨再開を踏まえた市の考え方について。

3点目として、積極的接種勧奨停止世代へのキャッチアップ対応及びAYA世代への包括的サポートに向けて。

4点目として、男性へのワクチン接種対応について、市の見解をお伺いいたします。

大要2点目は、男鹿版自転車活用推進計画策定に向けてであります。

自転車活用推進法が2017年に施行されたことに伴い、自治体は国が定めた自転車活用推進計画の内容を勘案しながら、自転車活用推進計画の策定に努めることとしており、同法第11条では、市町村は、国、県が定める自転車活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならないと示されております。

本市におきましては、これまでもG R E A T E A R T Hやなまはげライドなどの

自転車イベントを通じ、全国から自転車愛好家が集い、認知度も高まりを見せており、交流人口の増加及び地域活性化を図ることを目的として、スポーツツーリズムの推進が掲げられております。今後は、自転車活用のさらなる推進により、様々な施策や事業への展開とともに、公共の利益を含めた諸課題解決も期待されることから、秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例等のルール周知を含めて、改めて安全・安心な自転車環境整備を図るとともに、男鹿版自転車活用推進計画を策定すべきと考えます。

以上を踏まえ、以下質問いたします。

1点目として、男鹿版自転車活用推進計画の策定に向けて。

2点目として、安全・安心な自転車環境構築に向けて、市の見解をお伺いいたします。

大要3点目は、災害・緊急時等における避難場所の在り方についてであります。

本市では、防災・減災における計画として、男鹿市地域防災計画、男鹿市津波避難計画など、各種計画が備わっております。その中で避難場所の在り方についてお尋ねいたします。

災害時や緊急時における避難場所の在り方として、避難場所の支障草木等の除伐、手すり等の整備を含めた急坂路への対応、避難行動要支援者や災害時要援護者等々に関わる対応状況について、また、避難場所等の情報周知についての対応方、併せて予算措置も含めた総合的な管理運用について、現況を含めた中で、その在り方について市の見解をお伺いいたします。

大要4点目は、移動通信環境整備の展望についてであります。

デジタル社会形成基本法が2021年9月1日施行され、我が国が目指すデジタル社会と推進体制や、デジタル社会の形成に向けた基本的な施策が定められました。あらゆるものがインターネットにつながるIoT、Internet of Things時代を見据え、国土全体で5G、第5世代移動通信システムのインフラ整備がうたわれているものであります。

5Gは、超高速に加えて、超低遅延及び多数同時接続という特徴を有しており、自動運転、遠隔医療、農業、工場、建設現場等の多様な分野において活用が見込まれ、地域の課題解決や生産者の向上への寄与が期待されているものであります。また、地

域課題解決や新たな価値創造等の実現に向け、地域固有の多様なニーズに応じて、自治体や企業が主体となって独自の5Gシステムを柔軟に構築できるローカル5Gの導入も可能となりました。ローカル5Gは、様々な主体が地域の中でスポット的かつ柔軟にネットワークを構築できるものであり、5Gの特徴や利点を生かしながら、一次産業はもとより、新たな日常の構築やDX、デジタルトランスフォーメーションの推進等にも寄与することが期待されております。

地域に主眼を置いた高速データ通信サービスでは、地域BWA、広帯域移動無線アクセスシステムも2007年に制度化されております。市町村における不感地域解消などの情報格差、デジタルデバイドの解消、地域の公共サービス向上等に資する高速データ通信サービスとして、現在では国内において100事業体を数え、秋田県内では、秋田ケーブルテレビが秋田市、大潟村にて事業展開しております。今後、コロナ禍のような緊急事態だけではなく、平常時においても全ての人がデジタルによる恩恵を享受できるように、また、ウィズコロナ、アフターコロナでの生活スタイルとして、リモートワークやワーケーションなど働き方を含めた新たな生活様式への関心が高まりをみせる中、情報通信インフラは重要な生活基盤となることから、5Gなど次世代情報通信インフラ整備を通じて、地理的条件等による格差を是正することが重要と考えます。

以上を踏まえ、質問いたします。

1点目として、本市における情報通信インフラの現状と展望について。

2点目として、5G（第5世代移動通信システム）及びローカル5Gへの対応について。

3点目として、地域BWA（広帯域移動無線アクセス）システムの可能性について、市の見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 古仲議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、ヒトパピローマウイルス感染症への対応についてであります。

まず、ヒトパピローマウイルス感染症の現状と課題、積極的勧奨再開を踏まえた市

の対応についてであります。

子宮頸がんを予防するヒトパピローマワクチンについては、接種後の副反応のリスクが懸念されたために、平成25年から積極的勧奨が差し控えられていましたが、先週、国から来年4月以降、積極的勧奨を再開する旨の通知がありました。

市としましては、積極的勧奨が中止されて以降、個別の勧奨は行わず、リーフレット等による情報提供にとどめておりましたが、昨年度は、中学校1年生から高校1年生の女子に対し、定期接種であることを周知するため、個別に情報を提供しております。

その結果、接種状況は、令和元年度は1人でしたが、令和2年度は15人に増加しております。

このたびの積極的勧奨の再開を踏まえ、市としては、接種体制の整備強化を進めるとともに、安全性への不安感の払拭につながる情報を含め、個別通知による確実な周知に努め、接種率の向上を図ってまいりたいと思います。

次に、積極的勧奨停止世代への対応とAYA世代への包括的サポートについてであります。

このたびの通知には、ヒトパピローマワクチンの接種を進めるに当たっての留意点として、標準的な接種期間に当たる13歳になる女子に加え、これまで個別勧奨を受けていない14歳から16歳までの女子についても、できるだけ早期に個別勧奨を進めるとされております。

積極的勧奨差し控えにより接種機会を逃した17歳から25歳までの方への対応については、現在、国の「予防接種・ワクチン分科会」において議論が開始されたところであり、その動向を見守ってまいります。

また、15歳から39歳までの思春期・若年成人女性、いわゆるAYA世代への包括的サポートについては、相談体制を充実させながら、ヒトパピローマワクチン接種と子宮頸がん検診の必要性を周知し、予防効果を高めてまいります。

なお、男性への接種については、現在のところ任意接種でありますので、今後の国の動きや他市町村の状況を見ながら対応していきたいと考えております。

御質問の第2点は、男鹿版自転車活用推進計画策定に向けてであります。

まず、男鹿版自転車活用推進計画の策定についてであります。

自転車を移動手段として積極的に活用し、また安全・安心に利用できる環境を整備することは、健康づくりはもとより、観光振興や地域の活性化、さらには環境負荷の低減にもつながる取組であると認識しております。

本市では、自転車を用いたライドイベントの開催やレンタルe-BIKEによる景観スポットの周遊など、アクティビティ体験を通じて市内への誘客を促進し、滞在時間の延長につなげるため、DMOが中心となってスポーツツーリズムを推進しております。

美しい景色と起伏に富んだルートを設定できる男鹿半島のライドイベントは、自転車愛好家から好評をいただいております。さらに今年度は、県内大学生の団体「わけしゅう秋田会議」と連携して、「男鹿サイクリングフォトコン」を実施し、男鹿の豊かな景観や食の情報を広く発信しております。

また、市民が買物や移動に自転車を利用することは、健康づくりの推進や環境への負荷を軽減する上でも大変重要であり、そうした観点からの普及啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

こうしたソフト面でのアプローチを実効あるものとしていくためには、自転車が安全に走行できる道路環境などハード面の整備も不可欠であり、これらソフト・ハード両面にわたる取組を一体的に進めていくため、議員から御提言のありました「自転車活用推進計画」の策定が必要であると考えております。

県では、既に県版の推進計画を策定し、市内の県道の路面に自転車の走行スペースを示す矢羽根型サインを表示するなどの取組を進めております。

こうした県の取組との連携を図りながら、利用者の安全性や快適性を担保することはもとより、本市の地域特性や課題を踏まえ、観光振興や健康寿命の延伸につなげるなど、男鹿ならではの推進計画をできるだけ速やかに策定してまいります。

次に、安全・安心な自転車環境の構築についてであります。自転車の活用を推進していく上で、交通安全はそのベースとなるものであります。

市では、自転車通行の安全性を向上させるため、男鹿市交通安全計画に基づき、「自転車安全利用五則」など通行ルール of 順守について啓発に努めてきたところであります。

こうした中、県内の自転車が関係した交通事故の発生件数や負傷者数は減少傾向で

推移してきましたが、本年10月末現在の自転車関係の人身事故は168件で、昨年を上回る状況となっております。

これは、コロナ禍で自転車人気が高まったことが背景にあると見られており、自転車の活用を通じて観光振興や健康増進を推進していく本市にとって、今後一層、自転車の安全利用に係る取組が必要になるものと認識しております。

このため、県や警察などの関係機関、交通安全団体との連携をさらに深め、今後策定する自転車活用推進計画に交通安全に係る項目をしっかりと盛り込みながら、自転車の正しい乗り方やマナー向上に向けた啓発に取り組んでまいります。

御質問の第3点は、災害・緊急時等における避難場所の在り方についてであります。

本市では、避難場所として指定緊急避難場所99か所、津波時指定緊急避難場所94か所を指定しておりますが、そのほとんどが公共施設の敷地であり、適正に維持管理していることから、草木などによる大きな支障はないと認識しております。

しかし、津波時の避難場所に関しては、その場所の標高が最も重要であることから、適当な公共施設がない地域では、神社の境内や一部私有の土地や建物の使用について協力をいただき、避難場所に指定しております。

こうした場所については、地元自治会や自主防災組織などに維持管理をお願いしているところであり、地元で対応できないものに関しては市へ要請をいただき、除伐等適宜適切に対応しております。

また、こうした避難場所等の情報周知については、より分かりやすく、様々な付帯情報も可視化できるよう、画像やイラストの導入に努めてまいります。

急坂路への対応については、平成24年度から年次計画に基づき、手すりや階段、転落防止柵の設置などを33か所で整備しております。

また、避難行動要支援者については、警察や消防との連携はもとより、消防団や自主防災組織、自治会などの協力を得ながら、円滑な避難行動をサポートしてまいります。

避難所につきましては、昨年度、新型コロナウイルス感染症対策として必要備品等の購入を完了しており、先月5日には船越公民館において、地元町内会役員と市職員が参加し、購入した備品を使用して感染症対策を意識した避難所の開設・運営の訓練を行っ

たところであります。

また、災害時用の備蓄物資は、消費期限等を踏まえつつ、県の計画や市の年次計画に基づいて、適時・適量を購入・更新し、有事に備えております。

御質問の第4点は、移動通信環境整備の展望についてであります。

まず、通信インフラの現状と展望についてであります。

本市では、平成24年に光ファイバ網を整備し、市内全域で光通信が利用できる体制を整えております。

また、移動体通信網についても平成11年から16年にかけて移動通信用鉄塔の整備を行い、現在、市内の居住エリアにおいて携帯電話の不感地帯はないと認識しております。

光ファイバ網は5Gを支えるインフラでもあることから、今後も適切に維持することで、将来的に必要な次世代情報通信インフラの整備につながるものと考えております。

次に、5G及びローカル5Gへの対応についてであります。

5Gは、日常生活をはじめ、産業分野、観光・エンタメ分野、防災・減災分野など、様々な領域の課題を解決する手段として期待されており、地域のデジタルトランスフォーメーション推進に不可欠な基幹インフラであると認識しております。

国では、5G基地局等の整備を地方と都市で隔たりなく加速させることとしており、市としましても、地域格差なく整備されるよう、県や市長会を通して国に要請してまいります。

また、ローカル5Gは、企業や自治体などが自らの建物や敷地内に5Gエリアを構築することで、スポット的に5Gサービスを活用した事業を実施可能にするものであります。

現在、国において、ローカル5Gによる地域課題解決や新たな価値の創造に向け、遠隔型自動運転バスの運行やスマート農業など、活用場面を想定した開発実証が行われている状況であります。また、岸田政権が掲げる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方のデジタル化を加速させる動きもあることから、本市でも事業展開の可能性について、情報収集に努めてまいります。

なお、現在、大手通信事業者や金融機関と共に、本市でのワーケーション実施に関

する勉強会を開催しておりますが、その協議の中で、拠点となる施設へのローカル5Gの導入も検討しております。

次に、地域BWA（広帯域移動無線アクセス）システムの可能性についてであります。

広帯域移動無線アクセスシステムは、自治体単位で地域の事業者が提供できる無線通信システムで、地理的条件等による情報格差の解消や、公共サービス向上等を目的とした制度であります。

本市では居住エリアに携帯電話の不感地帯はなく、地理的条件等による情報格差はありませんので、この点での導入の必要性はないと考えております。

しかしながら、こうした分野の開発は日進月歩で進化しており、市民サービス向上の視点から、他の自治体で取り組んでいる防災情報の配信や児童・高齢者の見守り、公共交通の運行情報、防犯カメラなどの映像伝送等の有効性を研究するとともに、地域の将来的な姿を展望し、市内でのニーズを見極め、遅れることなく的確に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 再質問。17番

○17番（古仲清尚議員） 御答弁いただいた内容から何点か再質問させていただきたいと存じます。

まず、HPVに関してでございますけれども、先ほど市長から御答弁ありましたように、11月26日に厚生労働省通知がありまして、各自治体に向けて、今後のHPV感染症に係る定期接種の対応について示されたというところであろうかと思っております。

その中で、個別勧奨も含めた接種体制の整備に関しましては、来年の令和4年4月からということが基本的な方向性として示されておりますけれども、自治体によっては、準備が整い次第、令和4年4月以前から行うことも可能であるということが、この通知内で示されてございますけれども、本市の方向性としましては、この内容についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】



○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

体制の整備についてでございますけれども、本市におきましては、予定どおりといえますか、令和4年4月から整備していくことを考えております。

○議長（吉田清孝） 17番

○17番（古仲清尚議員） ありがとうございます。

今、定期接種におきましては、これまで二つの型に対応する2価ワクチン、そして四つの型に対応する4価ワクチンが公費補助の対象となっておりました。昨年、新たに九つの型に対応する9価ワクチンが国内で承認をされました。ただし、これに関しましては、任意接種ということになってございます。全国的に、この9価ワクチンに対しまして、自治体であったり、医師会等々が、国に対して、これも公費接種の対象になるように働きかけをされているというところでございますけれども、こうした部分について、本市の今後の動き方といいますか、考え方についてはどのようになっておりますでしょうか、御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） ワクチンの種類についてでございます。

9価ワクチンが認可されたけれども、任意接種であるということで、医師会等で国へ働きかけているという情報を、私もホームページ等で見かけております。市として直接的に何かできるということでもございませんので、こういったところは、まず国の動向を注視してまいりたいと思っております。

○議長（吉田清孝） 17番

○17番（古仲清尚議員） 今、伊藤部長から御答弁をいただきましたけれども、国の動向というものも重々承知をしております。しかし、全国的に、その地域の中で県のそういった担当であったり、医師会であったり、その関係各署に対しまして声を上げていくと。そうした声の働きかけを全国的に小さな声を大きなものとして動いていきたいと思いますという流れもあるようでございます。基礎自治体として一定の制限はあろうかと思っておりますけれども、例えば接種希望者等々の声を組み入れながら、今後の動向について研究・検討していただく可能性というものはおありでしょうか。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

9価ワクチン、9種の型に対応するというので、価値としては高いのかもしれませんが。ただ、それよりもまず、このヒトパピローマワクチンの接種を受けていただくという方向に力を入れるべきだと考えております。その中であって、やはり2価より4価、4価より9価という声が市民の中から高まってくるようであれば、それは他市町村の動向等も踏まえまして考えてまいりたいと思います。

○議長（吉田清孝） 17番

○17番（古仲清尚議員） ありがとうございます。

それでは、キャッチアップ世代とAYA世代に対するサポート体制について、再度お尋ねをさせていただきたいと存じます。

答弁いただいたとおり、このキャッチアップ世代とAYA世代の対象になる年齢層というものは重なる部分がございます、そうであるならば、このキャッチアップ世代、そしてAYA世代、重層的、あるいは包括的なサポート体制を敷いて推進していくことが有効的・効果的ではないかと考えておりますけれども、インフォメーションをはじめとしたサポート体制、この件につきましては今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

まず、厚生労働省からの通知によりますと、キャッチアップ世代の中でも16歳までの方については、まだ定期接種の範囲内にありますので、その時期を逃さないようにということで、重点的にといいますか、勧奨するようという内容の通知でございます。それに従ってやってまいりたいと思っております。

また、完全にその時期を逃してしまわれた24歳ぐらいまでの方ということになりますけれども、こちらの対応につきましては、国でもただいま議論を開始したところと伺っておりますので、この後、国からいろんな方針が示されてくると思っておりますので、それに従って対応してまいりたいと思います。

○議長（吉田清孝） 17番

○17番（古仲清尚議員） 男性への接種対応について、もう少しお尋ねをさせていただきたい。

国でも、この男性への接種に関しまして、定期接種化を視野に入れながら、審議をされておられるということなんですけれども、そうしますと、まずこの男鹿市内において、例えば男性への接種対応、このHPVワクチンの男性への接種対応が有用であるということのインフォメーションは、今後どのような体制を敷かれていかれるお考えなのか。そして、そのインフォメーションの内容と、そして市内で受診可能な医療機関であったり、あるいは県内の大規模病院へのそうしたアプローチ、その辺はどのようにお考えになられてますでしょうか。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） 男性への接種についての考え方でございます。こちらは任意接種ということでございまして、受けることができるんですが、自己負担で任意でやっていただくということになっております。

このワクチン接種、いろんなワクチンの接種がございまして、それぞれに決められた年齢、年代、月齢、こういったところで定期接種とされているところでございまして、任意接種で行っているワクチン接種というのは本当に多種多様、たくさんあるのでございます。その中であって、このHPVワクチンだけを何とかするかというと、なかなかそれも考えとしておかしいのかなという気持ちでおります。

ただ、市内の医療機関6か所でHPVワクチンを受けることができますので、そういった医療機関等とも連携しながら、情報の発信には努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田清孝） 17番

○17番（古仲清尚議員） HPVに関しましては承知いたしました。

次に、男鹿版の自転車活用推進計画についてお尋ねいたします。

令和4年4月から、自転車損害賠償保険への加入が義務化となります。それに向けて、まず本市としてはどのような体制、喚起を敷かれていかれるのかというところがございます。御答弁の中にも、本市においてはレンタサイクル、シェアサイクル、そういったものを活用しながら、イベント等、あるいは日常的にもスポーツツー

リズムの推進に当たられているということがございました。

その中で、このシェアサイクル等に関しまして、この保険の加入されている推定率は、恐らくそんなに高くはないのだろうと。そうなった場合に、ワンデイ保険、いわゆる1日保険、そういったものを市の政策の中ではどのようにお考えなられておられるのか。来年4月の加入義務に向かう中で、総合的に市のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） それではお答えします。

市では、今お話ございましたとおり、スポーツツーリズムの一環でレンタサイクルということで、ホテル諸井さんの下にそういう拠点を設けております。かなり好評でございまして、順調に利用人数が増えているという状況にございます。

それで、来年4月から保険加入が必要になってくるということ、確かにおっしゃるとおりでございます。それで、自転車を貸し出す者にもやはり保険加入をしなければいけないということになっておりますので、市としては、必要な事業費、そういったものをちゃんと所要措置した上で、保険対応をしっかりとさせていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田清孝） 17番

○17番（古仲清尚議員） 安全・安心な自転車環境構築に向けては、先ほど御答弁をいただいたところでございますけれども、ロードバイク等々でありますと、全国的にその事故に関わるようなニュース、報道等ございますように、時速30キロ、あるいは40キロ程度、そういうような速度域で走行するわけでございます。そうした中で、歩行者であったり、あるいは自動車のドライバーさんであったりも、その自転車の挙動といいますか、その動線というものがこういうものなだとしてしっかり把握、認識していただく必要があろうかと思っております。先ほど御答弁の中にも、関係各署、県警等ともまず協議を重ねていただくということがございましたが、そうした中で、様々県内でも交通規則に関わるようなルール周知されてございます。

ただ、近年におきましては、その自転車に関わるルールというものが変遷をされて

きてございまして、県警のほうにも確認をしたんですが、小・中学生等々には、現在、自転車の手信号等々など、自転車のルールというものが、私たち世代が小・中学生のときとは随分変わってきているということをお話し伺いました。もちろん車両でございまして、道交法の規定に沿う形が基本ですけれども、地域によってはローカルルールの部分も多様に存在をしているというところがございますので、県の様々な関係のルール備わっていると思いますので、そういった部分、市民の皆さん、そして地域住民の方々に対しましても、その事故防止、あるいは安全対策という部分でインフォメーションを発信していただければと思います。これらについて御所見いただければと思います。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

先ほど市長答弁にもありましたけれども、やはり近年、自転車での事故というのが非常に増えておりまして、これはほとんどマナーの問題でありましたり、交通ルールを守らないというのはまず論外でございまして、やはりそういったマナーが徹底されていないのではないかなと考えているところです。

市でも、いろんな計画ですとか、いろんな交通安全運動などで啓発しておりますけれども、一層、広報ですとかホームページ、それから市の窓口などで、自転車の利用者等や保護者に対して、安全性、必要性をPRしてまいりたいと考えているところです。

また加えて、自賠責保険の加入が義務づけられるということになっております。こちらについても啓発に力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（吉田清孝） 17番

○17番（古仲清尚議員） それでは、大要3点目の緊急災害時における避難場所の在り方についてお尋ねいたします。

御答弁にもございましたとおり、現状、男鹿市におきましては、津波時指定緊急避難場所が94か所で、指定緊急避難場所が99か所指定されてございます。これまでも危機管理及びその関係各課からは、例えば市ホームページへの緊急情報の掲載であったりですとか、あるいは避難場所への適切な誘導板設置など、精力的に御尽力い

ただいてきたところでございます。また、簡易的な紙媒体として防災冊子につきましても、法改正を踏まえた中で作成に向かっていたというところを、これまでの御答弁で確認をさせていただいてるところでございます。

そうした中であって、即時性の情報取得も含めた中で、まずインフォメーションの在り方は重要であろうと、この認識は市当局におかれましても同様であると感じております。

例えば市のホームページの避難場所一覧を確認しますと、先ほど申し上げました津波時指定緊急避難場所、これが94か所、文字にて掲載されてる。指定緊急避難場所も同様であります。現状におきましては、この一覧の中で掲載をされていたとしても、その場所が一体どこにあるのかというところがなかなか把握ができない。名称だけで住所は掲載されておられません。ですから、ここの部分で、例えば名称の横、名称のところにマップが掲載されるような仕組みというものは容易に組み込めると感じております。この部分につきましては、平成27年3月のこの本会議場におきまして質問させていただいてございます。その際は、まず総合的なアプリの作成をして導入・対応されていくという御答弁をされてございますけれども、現状、この通信インフラの発達・進展によって、スマートフォンの所有率等々含めて向上してきてるわけですが、例えばスマートフォンでも緊急情報を取得したいとなった場合に、現状の市ホームページの在り方については改善の余地があるかと思っておりますが、この27年の答弁の内容も踏まえた中で、現状として、あるいは今後の方向性としてはどのようにお考えなのか、御所見をお聞かせいただければと思います。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 古仲議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成27年3月の定例会において、古仲議員からの御質問がありました。その中の答弁内容といたしましては、ジオパーク、観光、防災情報などを提供するガイドアプリの制作を進め、観光情報の発信に努めてまいりますという答弁をさせていただいております。

確かに、防災面からホームページへ行った場合には、その名前しかないというところはそうでございますが、今年度になりまして、スマートフォン、それからタブレッ

ト対応の「男鹿半島・大潟ジオパークガイドアプリ」というものを提供させていただいております。その中で防災情報を御紹介しております。それで、そのアプリにつきましては、GPS機能を使いまして今現在どこにいるかということも分かるようになっておりますので、完璧ではございませんが、そういうアプリを活用していただければと思っております。ダウンロードできるサイトで「ジオパークぶらり」と入力していただければ、そのアプリにたどり着くと思っておりますので、一度利用をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 17番

○17番（古仲清尚議員） ジオパークのアプリの件は承知いたしました。そうしますと、例えば市のホームページで緊急情報を検索したときに、その防災、あるいは緊急情報のページからジオパークガイドアプリに対する導きは備わっておられるのでしょうか。そして、市ホームページの今後の方向性についての考え方はいかがでしょうか。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 関連性といいますか、リンクづけといいますか、その部分については、まだ検討の余地があると思っておりますし、そのアプリがあるから完璧ということではございませんので、考えられるものを組み合わせながら情報の提供ということを考えていきたいと思っております。

○議長（吉田清孝） 17番

○17番（古仲清尚議員） 次に、大要4点目の移動通信環境整備の展望についてお尋ねいたします。

デジタル社会形成基本法が施行されまして、自治体におけるデジタル活用については、その自治体のDX推進計画に基づく形として自治体の取組を支援していくのだということが国の指針として示されているところでございます。そうした中で、秋田ケーブルテレビさんが秋田県立大学、そして大潟村さんと産学官連携の体制を構築して、現在、スマート農業であったり、農業DXの推進に向けて動き始めたというところでございます。5年先、10年先の話ではなくて、すぐお隣の大潟村さんでそれが

もう具現化をしてきている時代だというところでございます。

そうした中で、国の指針にありますように自治体のDX推進計画に基づくとところで、男鹿市としては、この5Gをどのように認識をされておられるのか。例えば、その5Gを活用することによって、地域資源の在り方であったり、市民生活の向上がどのように変化をしていくのだとか、その5Gの展開によってどのような変化が起きるのかというところを、市の方向性、ビジョンとして探っていく必要があるのではないかと考えますけれども、その部分についてはどういったお考えをお持ちでしょうか、御所見をいただければと思います。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 秋田ケーブルテレビがローカル5Gの基地局の免許を受けて、県内3か所で計画している一つが県立大学でのスマート農業の実験ということは確認しております。将来、こういういろいろな農業、それからいろいろな産業の中で、やっぱり5Gというのはすごく担い手の不足を補いますですとか、市民生活にはかなりの影響を与える部分だというふうに考えております。

ただ、現在、そういう中で思い浮かぶのが、スマート農業というところが新聞報道でもいろいろとされておりますので、やっぱりそういう部分が先に来るのかなと思いますが、そういう資源が市民サービスに向けていけるのであれば、やっぱりそれは市としていろいろな情報収集は必要だと思っておりますし、先ほど市長答弁の中でもございましたが、大手通信事業者さん、それから金融機関の方々と、ワーケーションの話が進みまして、ローカル5Gの話もいろいろと勉強会の中でやらせていただいておりますので、将来どういう部分に市が参画していったらいいのかというところは、その中で検討させていただければなと思っております。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 17番

○17番（古仲清尚議員） 市長答弁にもございましたように、既に本市におきましては相当早い段階で光ケーブルが敷設されましたことは、本当に条件的にも有利な環境に置かれているんだと理解をしてございます。自治体によっては光ケーブルの敷設を今向かって走っているところもあるということを聞いてございます。そういった意味



では、今後の通信インフラの発展的、あるいは進展については、非常に敷居が下がるものと理解をしてございます。大手通信事業者の動向も、本年10月には、船川、船越以外に戸賀地区に関しても5G整備について申請承認が総務省の通知内容に示されてございました。やはりこの男鹿市が有する地域資源、優位性、他の自治体に比べた中での魅力創造の一端として、この通信インフラを活用した在り方というものも今後検討していただく余地があると考えているところでございます。一次産業をはじめとしてこの市民生活にどういったメリット、あるいは、こういったインフラの整備・維持に関しましては、イニシャル、そしてランニング、相当な費用がかかってくることは容易に想像できるわけでありますけれども、例えば国であったり、県のそういった施策等々にタイミングでしっかりと手を挙げられるように、当局の中でもこういった研究・検討も含めて探っていただければと思いますけれども、最後にこの部分の御所見をお聞かせいただきまして質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 決して遠くない時期に、特にローカル5G、デジタル5G、これは大手通信事業者さんのほうにお願いしますし、それこそ地方にこういう通信基盤の整備が、これから活性化していく上で必要だということで、これは都市部よりも地方を優先的にということは、先ほど市長が答弁申し上げましたとおりに県内市長会を通じて国に話してます。多分国でもそういった思いだと思います。

で、実際にそれぞれ自治体でやっぱり考えてやらなきゃいけないのは、ローカル5Gをどうやって使うかということで、多分男鹿の今の状況を考えると、来年度、全体のDXについては計画をつくらなきゃいけないと思ってますけども、その中で考えられるのは、まず三つだと思ってます。

一つが、議員御提案もありました農業関係ですね。大潟村で実際に実装試験やってるのは多分そういうことで、いち早くということだと思いますけども、いずれトラクターですとか田植機の自動操舵、それから定点カメラによる観測なり、それから水管理、これも全部5G関係でやると、システムできるということで、まずここら辺が考えられると思います。特に、トラクター等の自動操舵に関しては、5Gがあってもやはり、例えば大豆を中耕培土でやるっていったら、5センチ、10センチ刻みでずれ

ると、これは話にならないわけでございますので、当然ローカル5Gが必要になってくるということで、国でもそういったものについて、特に地方のそういった取組については新しい補助制度もこの後強化してくるという情報も得ておりますので、そこら辺はやっぱり第一に考えられることではないかなと思っております。大潟村まででないにしても、当市でも既に圃場整備、基盤整備終わったところがございますので、そういったところですか、広めの畑地、こういったところでは考えていかなきゃいけないかなというふうに思っております。まずこれが第一点です。

二つ目が、製造業における製造ラインの自動システム化、これがやっぱり考えられると思います。これはそれぞれの事業者さんで、企業でやはり前向きに考えてもらわなきゃいけないし、必要性も十分認識してるとは思いますけれども、例えば本市であれば、全国トップクラスの合板メーカーの工場がございますので、ああいったところ、今は三システムかな、三システムで一日中ずっと稼働してございますけれども、昼夜を問わず稼働してはいますが、ああいった製造ラインの中にそういったシステムが入ってくるというのが非常に現実的になってくるんじゃないかなと思っております。

最後三つ目が、答弁で申し上げましたように、ワーケーションですとか、観光の分野ですとか、そういった点での利活用、こういったものをやっぱり模索していくべきだろうと。それが男鹿らしさの、何ていいますかね、男鹿の地域条件なり、この先の将来像を考えた場合のやっぱりローカル5Gの活用の方策ではないかなというふうに思っておりますので、そこら辺をまとめましたら、議員の皆様にも御意見を頂戴しながら、できるだけ早く、今社会実装に向けて様々実証試験が行われてますので、そういった情報も得ながら具体のものに結びつけれるように頑張りたいと思っております。

○議長（吉田清孝） 17番古仲清尚議員の質問を終結いたします。

○17番（古仲清尚議員） ありがとうございます。

---

○議長（吉田清孝） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

12月6日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

---

午後 2時35分 散 会

